

大分市中小企業等融資制度

事務の手引き

大 分 市

(令和6年4月改定)

目次

はじめに

1. 預託について	1
2. 取扱金融機関の指定	1
3. 取扱金融機関の責務	1
4. 中小企業等融資制度の対象者について	2
5. 償還期間の最終返済日の考え方について	2

○中小企業者向け融資制度

I 事業資金融資

(開業資金・小規模企業者事業資金・中小企業者事業資金・経営安定化資金)

1. 融資対象者	3
2. 融資事務の流れ	4
3. 融資の決定・否決	5
4. 融資要件等	
(1) 事業規模	6
(2) 業種	7
(3) 市内居住・同一事業継続年数	8
(4) 市税の完納	9
(5) 利用件数	11
(6) 資金使途	12
(7) 連帯保証人	12
(8) 担保	12
(9) 返済方法	13
(10) 申込必要書類	14
(11) 申込期間	14
(12) 信用保証無しの場合の取扱い	15
5. 融資条件の変更	
(1) 信用保証付きの融資について	16
(2) 信用保証無しの融資について	17
6. 信用保証料補給制度	17

事業資金融資（災害対応資金）

1. 融資対象者	18
2. 融資事務の流れ	19
3. 融資の決定・否決	20
4. 融資要件等	
(1) 事業規模	21
(2) 業種	21
(3) 市内居住・同一事業継続年数	21
(4) 市税の完納	22
(5) 利用件数	24
(6) 資金使途	24
(7) 連帯保証人	24
(8) 担保	24
(9) 返済方法	25
(10) 申込必要書類	25
(11) 申込期間	25
(12) 信用保証無しの場合の取扱い	26
5. 融資条件の変更	
(1) 信用保証付きの融資について	27
(2) 信用保証無しの融資について	28
6. 信用保証料補給制度	28

事業資金融資（新分野チャレンジ資金）

1. 融資対象者	29
2. 融資事務の流れ	30
3. 融資の決定・否決	31
4. 融資要件等	
(1) 事業規模	31
(2) 業種	31
(3) 市内居住・同一事業継続年数	31
(4) 市税の完納	31
(5) 利用件数	31
(6) 資金使途	32
(7) 事業計画書	32
(8) 連帯保証人	33
(9) 担保	33
(10) 返済方法	33
(11) 申込必要書類	34
(12) 申込期間	34
5. 融資条件の変更	35
6. 信用保証料補給制度	35

II 環境保全資金融資

1. 融資対象者	36
2. 融資事務の流れ	37
3. 融資の決定・否決	38
4. 融資要件等	
(1) 事業規模	38
(2) 業種	38
(3) 工場等所在地・同一事業継続年数	38
(4) 市税の完納	39
(5) 利用件数	39
(6) 資金使途	39
(7) 連帯保証人	39
(8) 担保	39
(9) 返済方法	39
(10) 申込必要書類	40
(11) 申込期間	41
(12) 信用保証について	41
5. 融資条件の変更	41
6. その他	41

Ⅲ 季節資金融資（夏期特別資金・年末特別資金）

預託について	42
1. 融資対象者	42
2. 融資事務の流れ	42
3. 融資の決定・否決	42
4. 融資要件等	
(1) 事業規模	43
(2) 業種	43
(3) 市内居住・同一事業継続年数	43
(4) 市税の完納	43
(5) 利用件数	43
(6) 資金使途	43
(7) 連帯保証人	43
(8) 担保	43
(9) 返済方法	44
(10) 申込必要書類	44
(11) 申込期間	44
(12) 信用保証について	44
(13) 通知・報告	45

○中小企業等勤労者向け融資制度

I 住宅資金融資

1. 融資対象者	46
2. 融資事務の流れ	46
3. 融資の決定・否決	47
4. 融資要件等	
(1) 勤務先・勤務形態	47
(2) 市内居住	48
(3) 勤務年数	48
(4) 市税の完納	48
(5) 利用件数	49
(6) 資金使途	49
(7) 連帯保証人	49
(8) 担保	49
(9) 返済方法	50
(10) 申込必要書類	50
(11) 申込期間	50
5. 融資条件の変更	51

II 厚生資金融資

1. 融資対象者	52
2. 融資事務の流れ	52
3. 融資の決定・否決	52
4. 融資要件等	
(1) 勤務先・勤務形態	53
(2) 市内居住	53
(3) 勤務年数	53
(4) 市税の完納	53
(5) 利用件数	53
(6) 資金使途	53
(7) 連帯保証人	53
(8) 担保	53
(9) 返済方法	53
(10) 申込必要書類	54
(11) 申込期間	54
5. 融資条件の変更	55

Ⅲ 生活安定特別資金融資

生活安定資金

1. 融資対象者	56
2. 融資事務の流れ	56
3. 融資の決定・否決	56
4. 融資要件等	
(1) 市内居住	56
(2) 失業者	56
(3) 雇用保険被保険者	56
(4) 利用件数	56
(5) 資金使途	57
(6) 連帯保証人	57
(7) 担保	57
(8) 返済方法	57
(9) 申込必要書類	57
(10) 申込期間	58
5. 融資条件の変更	58

賃金遅払資金

1. 融資対象者	59
2. 融資事務の流れ	59
3. 融資の決定・否決	59
4. 融資要件等	
(1) 市内居住	59
(2) 賃金の未払い	59
(3) 利用件数	59
(4) 資金使途	59
(5) 連帯保証人	59
(6) 担保	60
(7) 返済方法	60
(8) 申込必要書類	60
(9) 申込期間	60
5. 融資条件の変更	60

(資料) 報告書等一覧表

○事業資金融資

(開業資金・小規模企業者事業資金・中小企業者事業資金・経営安定化資金)

- (1) 報告書等送付書
- (2) 融資残高報告書 (信用保証付きのみ)
- (2) 融資残高報告書 (総合)
- (3) 融資実行通知書 (信用保証付き)
- (3) 融資実行通知書 (信用保証無し)
- (4) 完済通知リスト
- (5) 信用保証料補給金交付申請書
- (6) 否決通知書
- (7) 信用保証無し融資の受付について (照会)
- (8) 信用保証無し融資の受付について (回答)
- (9) 融資条件変更通知書

○事業資金融資

(新分野チャレンジ資金)

- (1) 事業計画書 (大分市提出分)
- (2) 事業計画書 (取扱金融機関提出分)
- (3) 事業計画内容確認申請書
- (4) 事業計画内容確認書

○環境保全資金融資

- (1) 融資残高報告書
- (2) 環境保全資金融資申込書
- (3) 環境保全施設設置等計画書
- (4) 環境保全措置計画書
- (5) 環境保全資金該当確認申請書
- (6) 環境保全資金該当・非該当通知書
- (7) 環境保全施設等一覧

○季節資金融資 (夏期特別資金・年末特別資金)

- (1) 報告書等送付書
- (2) 実行通知及び融資状況報告書
- (3) 否決通知書

○中小企業等勤労者向け融資制度

- (1) 報告書等送付書
- (2) 残高報告書
- (3) 融資実行通知書
- (4) 完済通知書
- (5) 在職証明書
- (6) 賃金遅払事業主証明書
- (7) 住宅資金の受付について (照会)
- (8) " (回答)
- (9) 否決報告書
- (10) 融資条件変更通知書

はじめに

1 預託について

大分市では、市内の開業者、小規模企業者、中小企業者、中小企業団体及び中小企業等勤労者向け融資の円滑化を図るため、取扱金融機関と契約を締結し、取扱金融機関が制度融資を活用するための貸付原資としての資金を預託します。

預託の期間、利率その他預託に関し必要な事項については、毎年度当初に取扱金融機関ごとに交わす預託契約で定めます。

2 取扱金融機関の指定

(1) 取扱金融機関の指定を受けるには、市の指定する申請書類を提出し、市の審査を受ける必要があります。

※ 現行の取扱金融機関は、指定の申請は不要です。

(2) 市は、申請に係る書類を審査のうえ、申請者に指定・却下を通知します。

(3) 取扱金融機関が、本市の規則に違反した場合は、指定を取り消す場合があります。

◆契約書（抜粋）

（契約の解除等）

第8条 甲は、乙が取扱金融機関業務に不都合の行為があった場合には、いつでもこの契約の一部を変更し、又は解除することができる。

3 取扱金融機関の責務

(1) 融資の申込みを受けた場合、速やかに審査し、融資の可否を決定し、実行又は否決すること。

(2) 融資の実施状況を、市の指定する書類により、必要な事項を市に通知及び報告すること。

- (3) 融資を行うにあたり、申込者の他の既存債務の弁済に充ててはなりません。ただし、信用保証を付し、信用保証協会が特に必要と認めたものについてはこの限りではありません。また、両建預金を求めてはなりません。
- (4) 善良な管理者の注意をもって債権管理を行い、安易に代位弁済請求を行わないこと。
- (5) 信用保証を付さない融資で、本市融資制度の要件を満たさず実行した場合は、制度融資として認められませんので、融資実績から除外します。よって、預託金の対象とはなりません。
- (6) 信用保証を付さない融資によって生じる損失については、取扱金融機関の負担となります。

4 中小企業等融資制度の対象者について

本市の中小企業等融資制度は、その融資の目的及び対象者により、中小企業者等の定義が異なっています。詳細については、各資金の「4 融資要件等（1）事業規模」を確認してください。

5 償還期間の最終返済日の考え方について

償還期間の最終返済日が土日・祝日など金融機関の店休日となった場合、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 142 条の規定により、実際の返済が翌営業日となっても構いません。

◆民法第 142 条

期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。

○中小企業者向け事業資金

I 事業資金融資

(開業資金、小規模企業者事業資金、中小企業者事業資金、経営安定化資金)

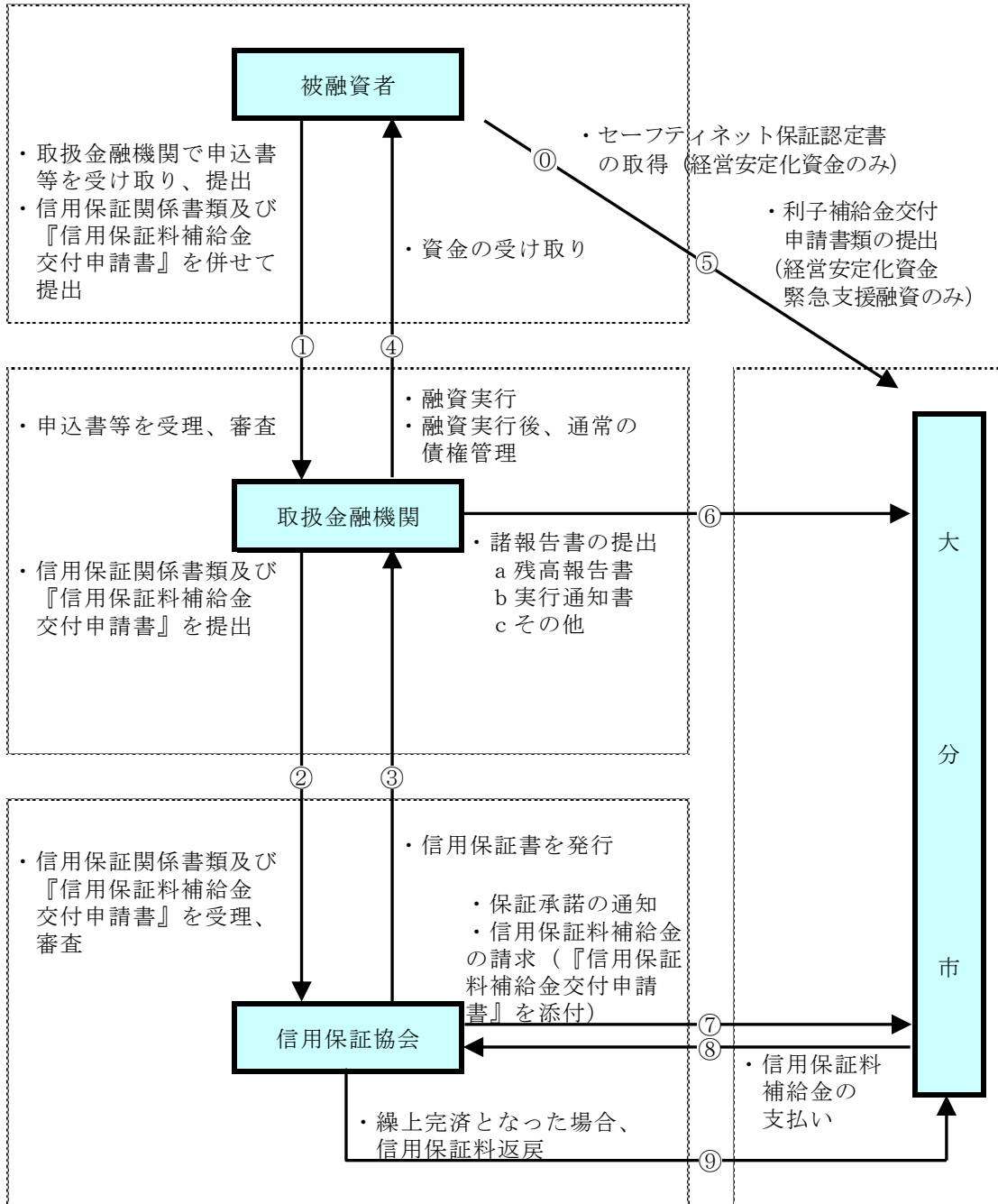
1 融 資 対 象 者

- (1) 中小企業者であること。……………p. 6 参照
- (2) 信用保証協会の保証対象業種を事業としていること。……………p. 7 参照
- (3) 住所及び事業継続期間要件を満たしていること。……………p. 8 参照
- (4) 市税を完納していること。……………p. 9 参照
- (5) 現に事業資金（開業資金、小規模企業者事業資金、中小企業者事業資金）の融資を受けていないこと。（経営安定化資金を除く）……………p. 11 参照
- (6) 申込時に休業していないこと。
- (7) 信用保証協会の保証付きの融資で、現在延滞又は求償権債務若しくは求償権保証債務がないこと。
- (8) 手形又は小切手の第1回不渡りが発生して6ヵ月又は銀行取引停止処分後2ヵ年を経過していること。
- (9) 申込み時において融資を受けようとする者が近い将来に市外転居がはっきりしている場合又は予定している場合は融資の対象外とします。
- (10) 暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

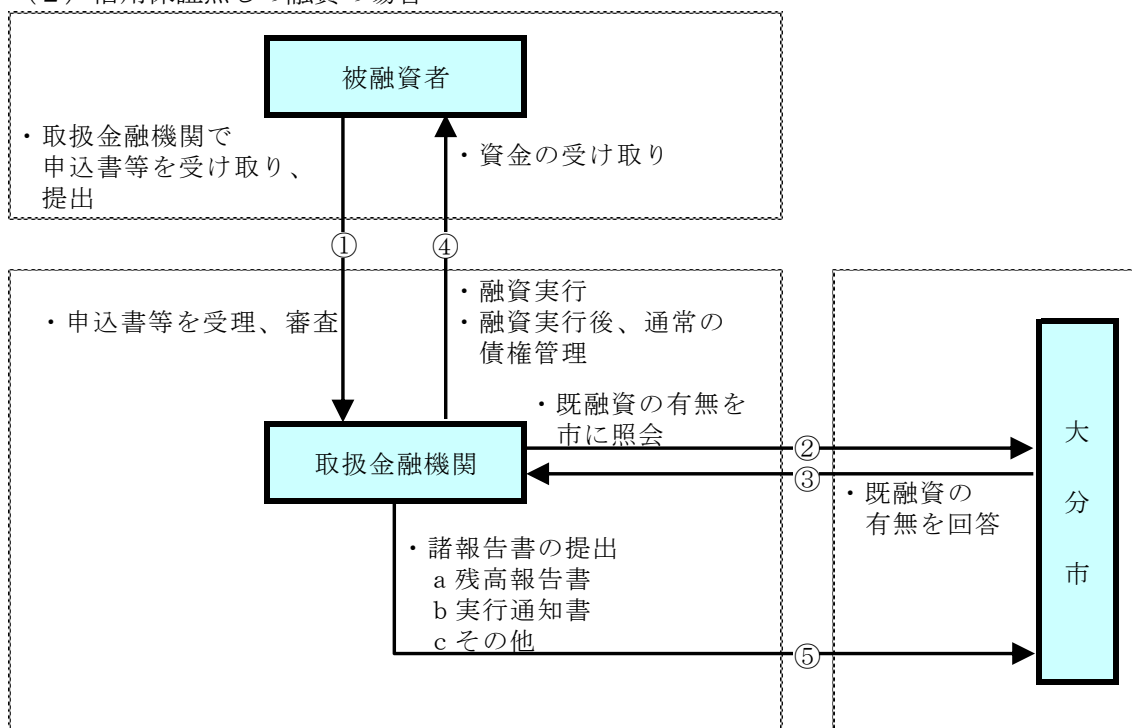
2 融資事務の流れ

(1) 信用保証付きの融資の場合

【保証付き】



(2) 信用保証無しの融資の場合



3 融資の決定・否決

(1) 取扱金融機関は、融資の申込みを受けたときは速やかに審査し融資の可否を決定し、適当と認めたものについては融資を実行してください。

信用保証付き融資の場合は、信用保証協会の保証に基づき融資を実行してください。

信用保証無し融資の場合の融資対象業種・資金用途は、信用保証協会の取扱いに準じます。

(2) 取扱金融機関は、審査の結果、融資を行うことが不相当であると判断した場合は、融資を行わないことができます。

- ・ 融資の申込みがあり、取り組む方向で書類を受理したものの、調査、審査の結果、不相当であることが判明し、融資の実行に至らなかった場合、取扱金融機関は、**否決通知書**（資料）を市へ提出してください。
- ・ 通知書の提出は、発生した都度行ってください。

(3) 相談、面接等（申込書類受理の前）の段階で融資の申込みを断る場合は、提出**不要**です。

4 融資要件等

融資を行うにあたっては、取扱金融機関は一般の融資と同様の取扱いをしてください。ただし、**市制度融資として取り扱う際には、以下の点に注意してください。**

(1) 事業規模

中小企業者であること。……………資金によって定義が異なります。

(開業資金)

次のいずれかに該当する創業者であること。

- ① 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第29項第1号、第3号又は第5号に規定する創業者（事業の開始後において、中小企業者（同法第2条第22項第1号から第5号までに規定する者に該当するものに限る。）となる者に限る。）
- ② 中小企業者（中小企業等経営強化法第2条第1項第1号から第5号までに規定する者及び産業競争力強化法第2条第22項第1号から第5号までに規定する者に該当するものに限る。）であって、事業を開始した日又は会社を設立した日以後1年を経過していない者

◆産業競争力強化法第2条第29項第1号、第3号又は第5号の規定とは

1. 事業を営んでいない個人であって、1月以内（創業支援等事業者が実施する特定創業支援等事業を受けている者にあつては、6月以内）に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの
2. 事業を営んでいない個人であって、2月以内（創業支援等事業者が実施する特定創業支援等事業を受けている者にあつては、6月以内）に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的な計画を有するもの
3. 会社であって、新たに会社を設立し、当該会社が新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの

◆中小企業等経営強化法第2条第1項第1号から第5号及び産業競争力強化法第2条第22項第1号から第5号の規定とは

下記の条件を満たす特定事業（p. 8）を行うもの

業 種	資本の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業		100人以下
卸 売 業	1億円以下	
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業		300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下
上記以外の業種	3億円以下	300人以下

※ 「資本の額又は出資の総額」「常時使用する従業員の数」のいずれかの条件を満たせばよい。

◆常時使用する従業員とは

- ・ 臨時の使用人は含まれません。ただし、名目は臨時でも実質上常用的なものは含まれます。
- ・ 法人役員は含まれません。
- ・ 事業主と生計を一にしている3親等内の家族従業員は含まれません。

(小規模企業者事業資金)

中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第3項第1号及び第2号に掲げる小規模企業者であること。

◆中小企業信用保険法第2条第3項第1号及び第2号の規定とは		
下記の条件を満たす特定事業(p.8)を行うもの		
業種	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
商業・サービス業	—	5人以下
上記以外の業種	—	20人以下

(中小企業者事業資金)

中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号及び第2号に掲げる中小企業者であること。

◆中小企業信用保険法第2条第1項第1号及び第2号の規定とは	
開業資金の「中小企業等経営強化法第2条第1項第1号から第5号及び産業競争力強化法第2条第2項第1号から第5号の規定」と同じ………p.6参照	

(経営安定化資金)

セーフティネット保証融資の場合は、中小企業信用保険法第2条第5項に規定する特定中小企業者であること。

(2) 業種

信用保証協会の規定する保証対象業種(特定事業)を事業としていること。

◆特定事業とは

中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種に属する事業をいう。

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| 1. 製造業
(物品の加工修理業を含む。) | 2. 鉱業 |
| 3. 土石採取業 | 4. 木材伐出業 |
| 5. 建設業 | 6. 物品販売業 |
| 7. 不動産業 | 8. 運送業 |
| 9. 貨物運送取扱事業
(鉄道又は軌道に係るものに限る。) | 10. 倉庫業 |
| 11. 電気・ガス・熱供・水道業 | 12. 印刷業 |
| 13. 出版業 | 14. サービス業 |
| 15. 保険媒介代理業 | 16. 郵便業 |
| 17. 通信業 | |

※ 詳細につきましては、信用保証の手引きをご参照ください。

(3) 市内居住・同一事業継続年数

(開業資金)

申込み時において市内に住所を有しており、且つ市内に開業予定のもの、又は開業後1年未満のもの。

(小規模企業者事業資金・中小企業者事業資金)

申込み時において次のそれぞれの条件を両方とも満たしていることが必要です。

- ① 引き続き1年以上市内に住所及び事業所を有していること。
- ② 引き続き1年以上同一事業を営んでいること。

(経営安定化資金)

申込み時において引き続き1年以上市内に住所及び事業所を有していること。

◆住所、所在地について

- ・ 個人における住所とは、現に居住する住民基本台帳の住所を言い、法人における住所とは、現に事業を営む本店登記の所在地を言います。
- ・ 本店が市外にあっても支店登記又は支配人登記をしており、その住所が市内である場合は対象とします。
- ・ 従って、大分市に法人市民税を納めていても登記をしていなければ対象となりません。
- ・ また、住所が市内であっても事業所等の所在地が市外である等、事業実態が市内に無い場合は対象となりません。

◆同一事業とは

- ・ 産業分類の小分類に該当する業種を営んでいること。
- ・ 例えば「うどん屋」と「寿司屋」、「美容業」と「理容業」は小分類を異にするので同一事業とは認められません。

◆事業継承について

継承者が被継承者の事業を引き継いでいることが確認できる場合は、事業継続年数を通算することができます。

(4) 市税の完納

市税を完納していること。

- ・ 被融資者のもの（法人の場合は法人名、個人の場合は個人名）の完納証明書により確認してください。
- ・ **融資申請日より遡って1ヵ月以内**に発行のものであること。

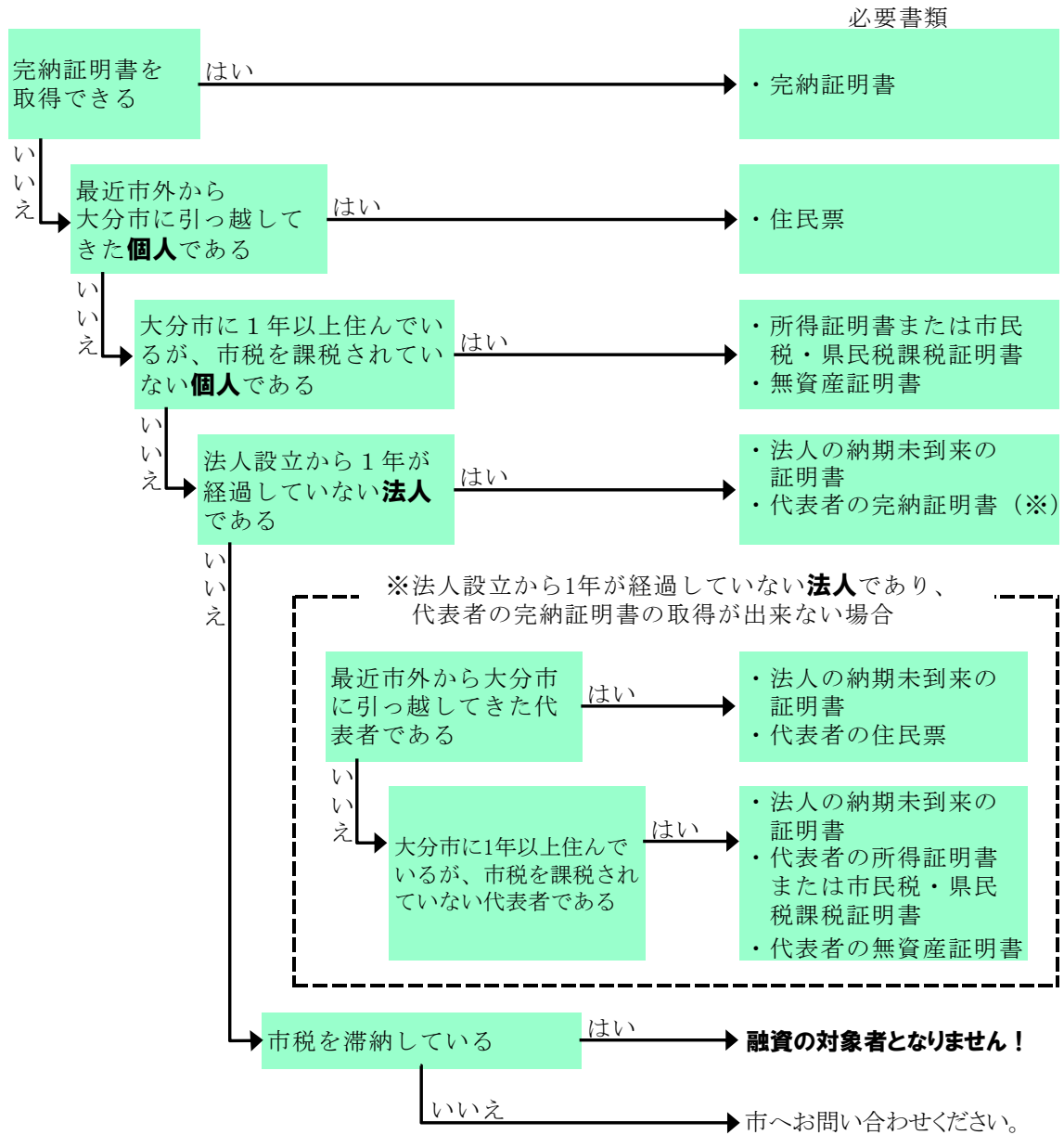
※ 融資申請日より遡って1ヵ月の日より前の日付の完納証明書、融資申請日より後の日付の完納証明書は、大分市制度融資として取り扱えません。

◆ 『完納証明書』が取得できない場合に必要な書類について

下記取り扱いは完納証明書が取得できない場合に限り代わりとなるものです。この事由に当てはまる利用者であっても、賦課期日により固定資産税や軽自動車税などが課税されている場合があります。利用者にはこれまでどおり**先ず「完納証明書の取得が必要である」**旨を説明してください。

理由	必要書類	留意事項
①最近市外から大分市に引っ越してきた 個人	住民票	転入日を確認します。
②大分市に1年以上住んでいるが、市税を課税されていない 個人	所得証明書または市民税・県民税課税証明書	非課税である事を確認します。
	無資産証明書	
③法人設立から1年が経っていない 法人	法人の納期未到来の証明書	法人が非課税である事を確認します。
	代表者の完納証明書	代表者が①もしくは②に該当し、完納証明書が発行できない場合は、それぞれにおける必要書類を添付してください。

市税完納確認の必要書類フローチャート



(5) 利用件数

(開業資金、小規模企業者事業資金、中小企業者事業資金)

- ① 一利用者に対し、開業資金、小規模企業者事業資金及び中小企業者事業資金を、複数件数融資することはできません。
- ② ただし、現在の償還状況の良否により、**再度融資制度**を利用できます。

◆再度融資制度

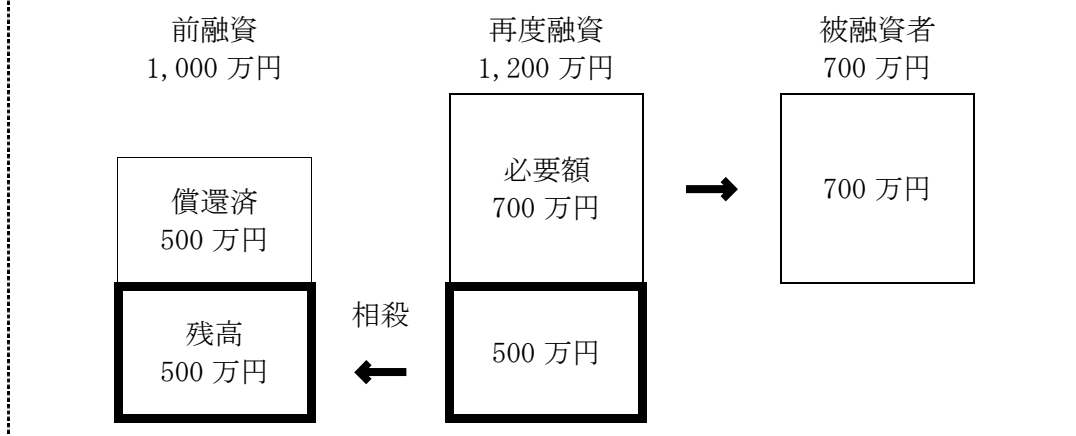
現在、事業資金融資（開業資金、小規模企業者事業資金、中小企業者事業資金）を受けており、その償還済み元金が借入金額の2分の1に達したときは、融資限度額の範囲内で再度融資することができます。

1. 再度融資の要件

- ・市制度融資の各条件を満たしていること。
- ・現に融資を受けている資金の償還状況が良好であること。
- ・現に融資を受けている取扱金融機関と同一であること。

2. 事業資金融資については、1 中小企業者1件の利用に限ります。再度融資を行う場合は、前融資の残金について再度融資のうちから相殺する必要があります。

3. 前融資と再度融資の資金（開業資金・小規模企業事業資金・中小企業事業資金）は同一である必要はありません。



(経営安定化資金)

- ① 開業資金、小規模企業者事業資金、中小企業者事業資金、災害対応資金と併用して融資を受けることができます。
- ② 一利用者に対し、同一融資枠の既往債務の融資残高と合わせて融資限度額の範囲内で複数件数融資することができます。(例：セーフティネット保証枠は融資限度額が4,000 万円のため、既往債務の融資残高が1,000 万円の場合、3,000 万円分複数件数融資することができます。)
- ③ 以下の借り換えは認められません。
 - ・他の事業資金融資（開業資金、小規模企業者事業資金、災害対応資金、中小企業者事業資金、新分野チャレンジ資金）からの借り換え
 - ・経営安定化資金から経営安定化資金への借り換え

(6) 資金使途

資金使途は明確でなければなりません。

- ① 事業経営に必要な運転資金と設備資金に限られます。(併用も可能です。)
- ② 次のようなものは認められません。
 - ・ 転貸資金
 - ・ 旧債の振替え (信用保証協会が特に認めたものについては可。p. 2 参照)
 - ・ 投機資金、生活資金
 - ・ 新会社設立のための株式取得資金等

(7) 連帯保証人

連帯保証人は、必要となる場合があります。

(法人の場合、原則として代表者以外は不要です。)

※開業資金において、スタートアップ創出促進保証を利用した場合、連帯保証人は不要となります。

連帯保証人となる者は、以下の条件を全て満たしていることが必要です。

- ① 市内に住所を有していること。
(開業資金、小規模企業者事業資金)
原則として市内居住者に限りませんが、やむを得ない事情があるときは市外(県内に限る。)居住者も認められます。
(中小企業者事業資金、経営安定化資金)
原則として市内居住者に限りませんが、取扱金融機関等の判断により、市内に適切な保証人がいない場合は県内居住者、また担保提供者が連帯保証人になる場合は県外居住者でも差支えありません。
- ② 融資に係る債務を保証する資力を有すること。
- ③ 現に開業資金、小規模企業者事業資金、中小企業者事業資金を利用していないこと。(経営安定化資金、新分野チャレンジ資金を除く。)
- ④ 相保証はしないこと。
- ⑤ 金融機関取引停止処分中の者でないこと。
- ⑥ 信用保証協会の代位弁済を受けその残高のある者、及びその求償権の連帯保証人となっている者でないこと。
- ⑦ 暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

※ 保証人等明細を徴してください。

- ・ 信用保証付きの場合は、信用保証委託申込書に記載するようになっています。
- ・ 信用保証無しの場合は、取扱金融機関所定の様式により保証人等明細を徴してください。
- ・ 信用保証委託申込書・保証人等明細は、実行通知書(資料)に添付して市に送付してください。

(8) 担保

※ 中小企業者事業資金、経営安定化資金のみ

- ① 中小企業者事業資金及び経営安定化資金については必要に応じて担保を徴するものとします。
- ② 担保物件は
 - ・ 信用保証付きの場合は、信用保証協会の取扱い基準に準じてください。
 - ・ 信用保証無しの場合は、取扱金融機関の取扱い基準により徴してください。

(9) 返済方法

- ① 元金均等月賦償還のみ。
- ② 必要な場合は、1年以内（災害対応資金及び経営安定化資金（緊急支援融資のみ）は2年以内）の据置期間を設けることができます。
※申込金融機関において、スタートアップ創出促進保証付きの開業資金融資を実行する際に原則同時にプロパー融資を実行する、または本保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合の据置期間は3年以内
- ③ また、償還期間は1年を超えるようにしてください。

(10) 申込必要書類

- ① 申込書類は、必要なものが完全に揃った後に受理してください。
- ② 官公庁発行の証明書は、全て手数料を必要とします。

必要書類		留意事項	送付	
信用保証	付き	融資申込書	取扱金融機関所定のもの	
		信用保証委託申込書	信用保証協会様式	
		保証人等明細	信用保証協会様式 （「信用保証委託申込書」の裏面）	
		信用保証料補給金交付申請書	市様式（p. 資料） 提出は信用保証協会へ	
	無し	融資申込書	取扱金融機関所定のもの	★
		保証人等明細	取扱金融機関所定のもの	★
市税完納証明書		・融資申込日より遡って1ヵ月以内に発行のもの ・詳しい取扱いについては『（4）市税の完納（p. 9）』参照	★	
セーフティネット保証認定書		経営安定化資金のみ	★	
その他 （上記書類の他に、信用保証審査や各金融機関での融資審査をする上での必要書類各種）				

※ 上記★印の書類は、その写し等を実行通知書（資料）に添付して市に送付してください。

※ その他の書類については、取扱金融機関等で保管しておいてください。

(11) 申込期間

随時受付。

(12) 信用保証無しの場合の取扱い（経営安定化資金を除く）

信用保証付きの場合と基本的には変わりません。

◆相違点

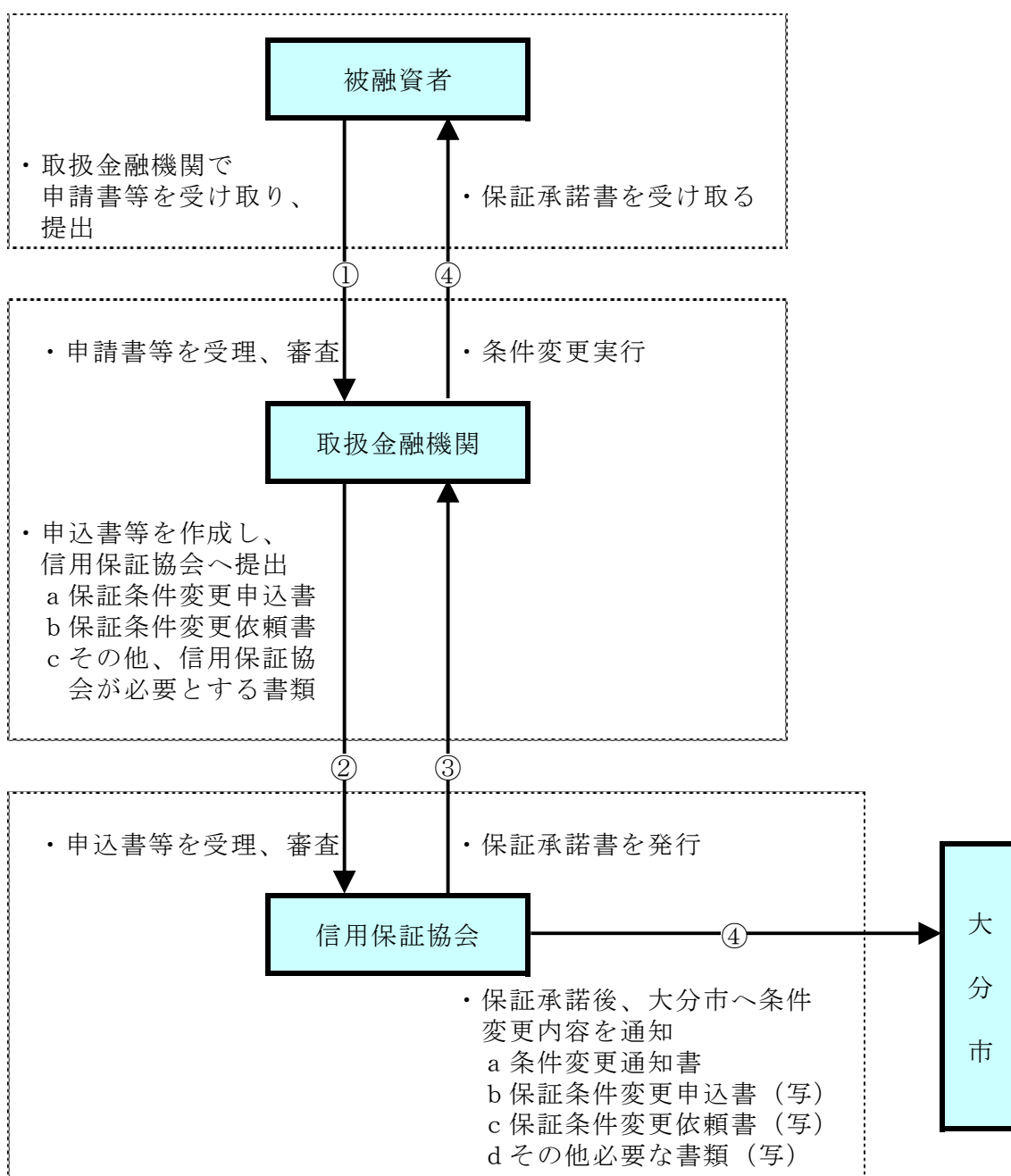
- ① 書類関係
 - a. 保証人等明細……………取扱金融機関所定の書類
 - b. 条件変更申請書…………… //
- ② 手続関係
信用保証協会を経由する必要がありません。
- ③ 責任
融資によって生じる損失は取扱金融機関の責任となります。
- ④ 留意事項
 - a. 開業資金、小規模企業者事業資金、中小企業者事業資金融資の利用は1
中小企業者1件に限ります。信用保証付きの場合は、信用保証協会において市制度の利用状況が把握できますが、**信用保証無しの場合はその確認が困難であると思われます。**よって、申込みがあった時点で**市に既融資の有無を所定の様式（資料）により照会してください。**急ぐ場合は予めファックスし、その後送付しても結構です。
 - b. 大分市制度融資の取扱いについては、信用保証協会の保証事務取扱手続を準用してください。信用保証無しの場合であっても、信用保証を付すことができる条件基準を満たしていなければ融資できません。不明の点は、信用保証協会へ問い合わせてください。

5 融資条件の変更

既に実行された融資について、特別の理由があると認められた場合は、融資条件の変更を行うことができます。ただし、**融資限度額の増額、金利の変更はできません。**

(1) 信用保証付きの融資について

全て信用保証協会の承諾が必要となります。

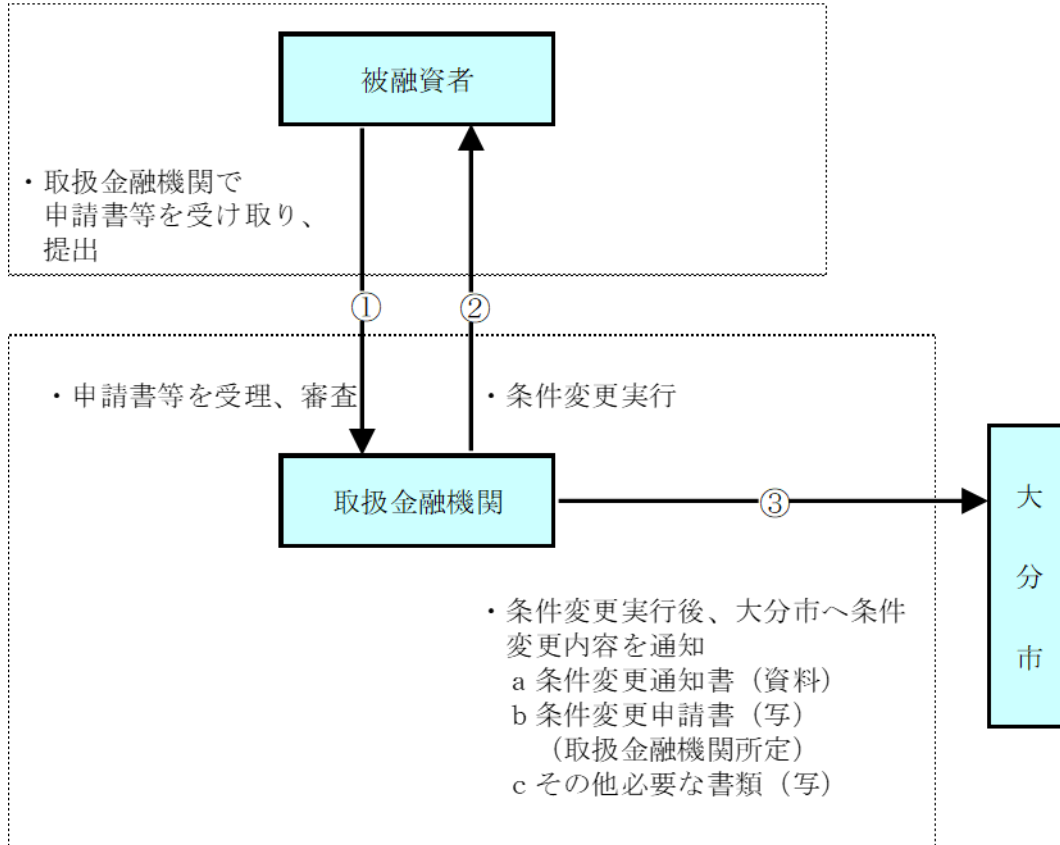


※ 取扱いについては、信用保証協会の運用と同じにしてください。

(2) 信用保証無しの融資について

- ・取扱金融機関の責務において行うことができます。
- ・条件変更実行後は速やかに大分市へ通知を行ってください。

【保証無し】



6 信用保証料補給制度

- (1) 大分県信用保証協会に対する信用保証料は、申込者からの「信用保証料補給金交付申請書」に基づき、信用保証協会からの請求により市が信用保証協会へ支払います。
- (2) 取扱金融機関は被融資者に対し、この制度は「信用保証料補給金交付申請書」に基づき、市が信用保証料を補助するものであり、補給金は市が直接信用保証協会へ支払うことを十分に説明し、申込者からは徴収しないでください。

○中小企業者向け事業資金

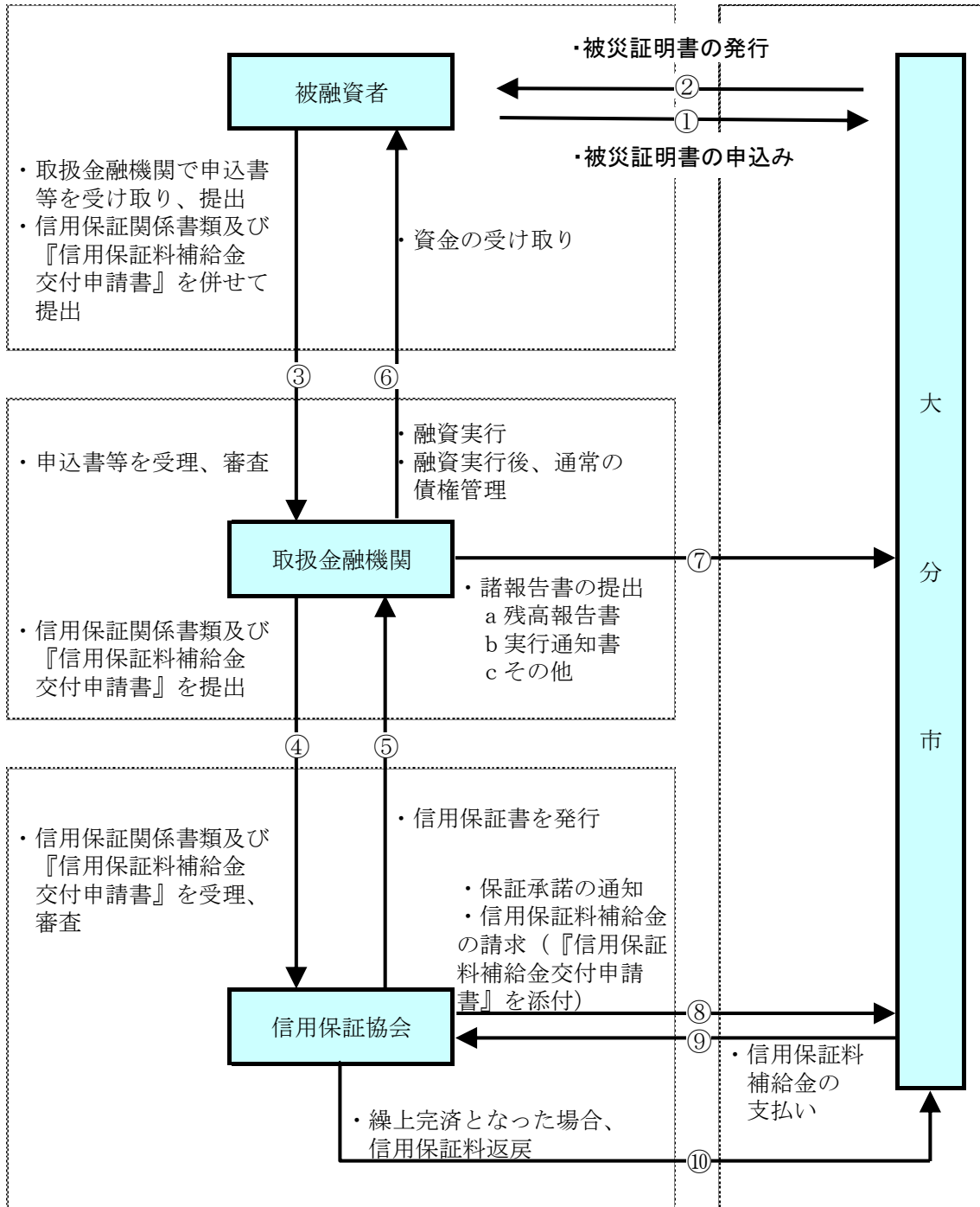
事業資金融資（災害対応資金）

1 融 資 対 象 者

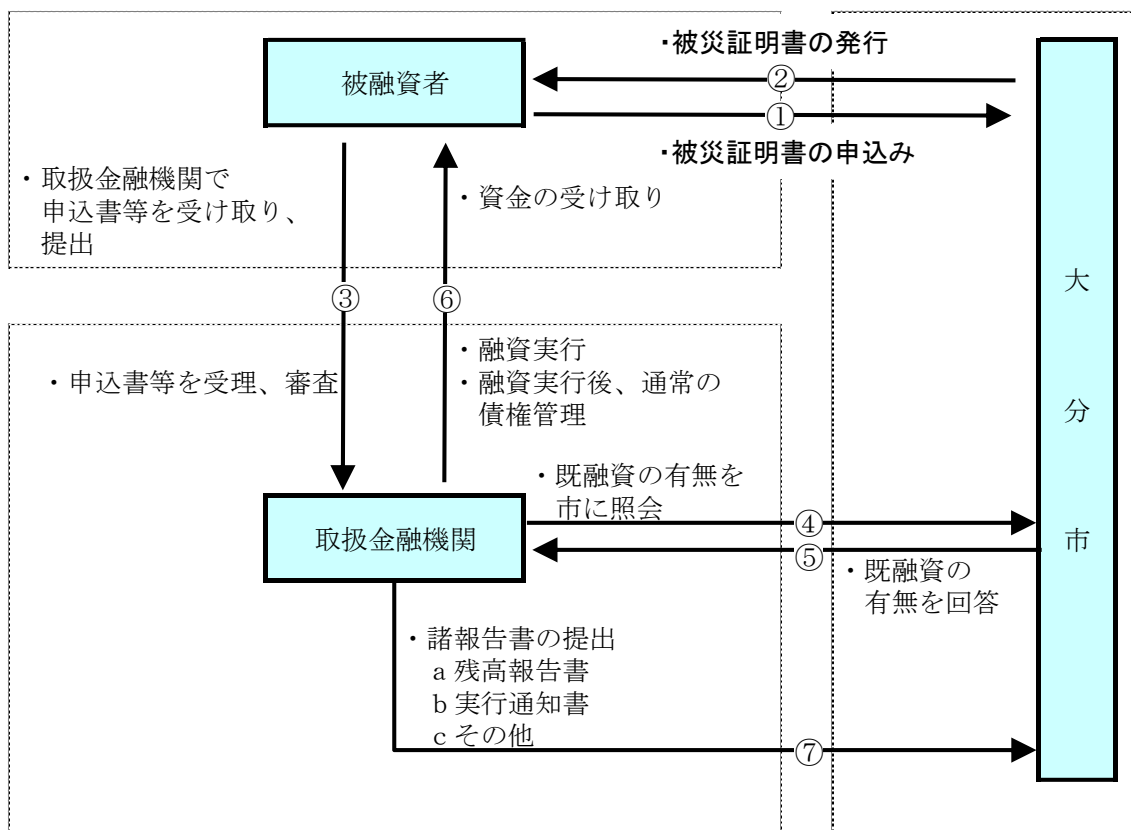
- (1) 小規模企業者であること。……………p. 21 参照
- (2) 信用保証協会の保証対象業種を事業としていること。……………p. 21 参照
- (3) 住所及び事業継続期間要件を満たしていること。……………p. 21 参照
- (4) 市税を完納していること。……………p. 22 参照
- (5) 申込時に休業していないこと。
- (6) 信用保証協会の保証付きの融資で、現在延滞又は求償権債務若しくは求償権保証債務がないこと。
- (7) 手形又は小切手の第1回不渡りが発生して6ヵ月又は銀行取引停止処分後2ヵ年を経過していること。
- (8) 申込み時において融資を受けようとする者が近い将来に市外転居がはっきりしている場合又は予定している場合は融資の対象外とします。
- (9) 暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

2 融資事務の流れ

(1) 信用保証付きの融資の場合



(2) 信用保証無しの場合



3 融資の決定・否決

(1) 取扱金融機関は、融資の申込みを受けたときは速やかに審査し融資の可否を決定し、適当と認めたものについては融資を実行してください。

信用保証付き融資の場合は、信用保証協会の保証に基づき融資を実行してください。

信用保証無し融資の場合の融資対象業種・資金用途は、信用保証協会の取扱いに準じます。

(2) 取扱金融機関は、審査の結果、融資を行うことが不適當であると判断した場合は、融資を行わないことができます。

- ・ 融資の申込みがあり、取り組む方向で書類を受理したものの、調査、審査の結果、不適當であることが判明し、融資の実行に至らなかった場合、取扱金融機関は、**否決通知書** (資料) を市へ提出してください。
- ・ 通知書の提出は、発生した都度行ってください。

(3) 相談、面接等 (申込書類受理の前) の段階で融資の申込みを断る場合は、提出**不要**です。

4 融 資 要 件 等

融資を行うにあたっては、取扱金融機関は一般の融資と同様の取扱いをしてください。ただし、**市制度融資として取り扱う際には、以下の点に注意してください。**

(1) 事業規模

中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる小規模企業者であること。

◆中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定とは

下記の条件を満たす特定事業（p. 8）を行うもの

業 種	資本の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
商業・サービス業	—	5 人以下
上記以外の業種	—	20 人以下

(2) 業種

信用保証協会の規定する保証対象業種（特定事業）を事業としていること。

◆特定事業とは

中小企業信用保険法施行令第 1 条に定める業種に属する事業をいう。

1. 製造業
2. 鉱業
3. 土石採取業
4. 木材伐出業
5. 建設業
6. 物品販売業
7. 不動産業
8. 運送業
9. 貨物運送取扱事業
10. 倉庫業
11. 電気・ガス・熱供・水道業
12. 印刷業
13. 出版業
14. サービス業
15. 保険媒介代理業
16. 郵便業
17. 通信業

※ 詳細につきましては、信用保証の手引きをご参照ください。

(3) 市内居住・同一事業継続年数

被災時において、市内に住所及び事業所を有していること。

◆住所、所在地について

- ・ 個人における住所とは、現に居住する住民基本台帳の住所を言い、法人における住所とは、現に事業を営む本店登記の所在地を言います。
- ・ 本店が市外にあっても支店登記又は支配人登記をしており、その住所が市内である場合は対象とします。
- ・ 従って、大分市に法人市民税を納めていても登記をしていなければ対象となりません。
- ・ また、住所が市内であっても事業所等の所在地が市外である等、事業実態が市内に無い場合は対象となりません。

(4) 市税の完納

市税を完納していること。

- ・ 被融資者のもの（法人の場合は法人名、個人の場合は個人名）の完納証明書により確認してください。
- ・ **融資申請日より遡って1ヵ月以内**に発行のものであること。

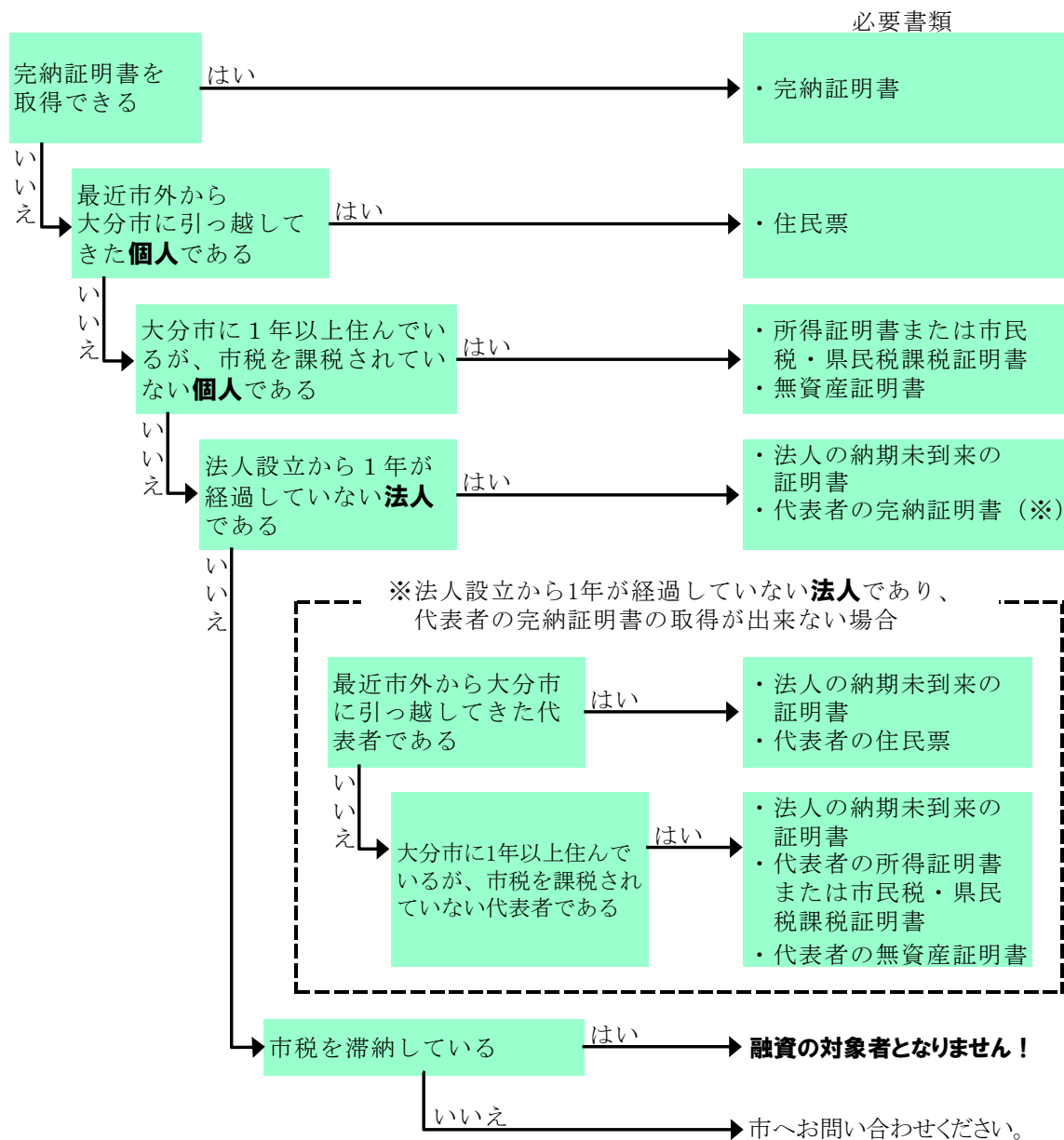
※ 融資申請日より遡って1ヵ月の日より前の日付の完納証明書、融資申請日より後の日付の完納証明書は、大分市制度融資として取り扱えません。

◆ 『完納証明書』が取得できない場合に必要書類について

下記取り扱いは完納証明書が取得できない場合に限り代わりとなるものです。この事由に当てはまる利用者であっても、賦課期日により固定資産税や軽自動車税などが課税されている場合があります。利用者にはこれまでどおり**先ず「完納証明書の取得が必要である」**旨を説明してください。

理由	必要書類	留意事項
①最近市外から大分市に引っ越してきた 個人	住民票	転入日を確認します。
②大分市に1年以上住んでいるが、市税を課税されていない 個人	所得証明書または市 民税・県民税課税証 明書	非課税である事を確認 します。
	無資産証明書	
③法人設立から1年が経っていない 法人	法人の納期未到来の 証明書	法人が非課税である事 を確認します。
	代表者の完納証明書	代表者が①もしくは② に該当し、完納証明書 が発行できない場合 は、それぞれにおける 必要書類を添付してく ださい。

市税完納確認の必要書類フローチャート



(5) 利用件数

- ① 開業資金、小規模企業者事業資金、中小企業者事業資金、経営安定化資金及び事業再構築資金の融資を受けている場合でも、災害対応資金融資を受けることができます。
- ② **再度融資制度※**（同一資金の借り換え）は利用できません。
ただし、現在融資を受けている災害対応資金とは異なる自然災害により被害を受けた場合は、新たに災害対応資金融資を受けることができます。
※再度融資制度・・・現在、融資を受けており、その償還済み元金が借入金額の2分の1に達したときに、融資限度額の範囲内で再度融資することができる制度。

(6) 資金使途

資金使途は明確でなければなりません。

- ① 風水害、地震等の自然災害により被災（大分市内で被災したものに限り）し、復旧を図るために必要な設備資金に限られます。
- ② **次のようなものは認められません。**
 - ・ 転貸資金
 - ・ 旧債の振替え（信用保証協会が特に認めたものについては可。p. 2 参照）
 - ・ 投機資金、生活資金
 - ・ 新会社設立のための株式取得資金等

(7) 連帯保証人

連帯保証人は、必要となる場合があります。
(法人の場合、原則として代表者以外は不要です。)

連帯保証人となる者は、以下の条件を全て満たしていることが必要です。

- ① 市内に住所を有していること。
原則として市内居住者に限りませんが、やむを得ない事情があるときは市外（県内に限る。）居住者も認められます。
- ② 融資に係る債務を保証する資力を有すること。
- ③ 相保証はしないこと。
- ④ 金融機関取引停止処分中の者でないこと。
- ⑤ 信用保証協会の代位弁済を受けその残高のある者、及びその求償権の連帯保証人となっている者でないこと。
- ⑥ 暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

※ 保証人等明細を徴してください。

- ・ 信用保証付きの場合は、信用保証委託申込書に記載するようになっています。
- ・ 信用保証無しの場合は、取扱金融機関所定の様式により保証人等明細を徴してください。
- ・ 信用保証委託申込書・保証人等明細は、実行通知書（資料）に添付して市に送付してください。

(8) 担保

担保は原則不要です。

(9) 返済方法

- ① 元金均等月賦償還のみ。
- ② 必要な場合は、2年以内の据置期間を設けることができます。
- ③ また、償還期間は1年を超えるようにしてください。

(10) 申込必要書類

- ① **申込書類は、必要なものが完全に揃った後に受理してください。**
- ② 官公庁発行の証明書は、全て手数料を必要とします。

必要書類		留意事項	送付	
信用保証	付き	融資申込書	取扱金融機関所定のもの	
		信用保証委託申込書	信用保証協会様式	
		保証人等明細	信用保証協会様式 (「信用保証委託申込書」の裏面)	
		信用保証料補給金交付申請書	市様式 (p. 資料) 提出は信用保証協会へ	
	無し	融資申込書	取扱金融機関所定のもの	★
		保証人等明細	取扱金融機関所定のもの	★
市税完納証明書		<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資申込日より遡って1ヵ月以内に発行のもの ・ 詳しい取扱いについては『(4) 市税の完納 (p. 22)』参照 	★	
被災証明書 (消防署長が発行するり災証明書は対象外)		受付窓口は、大分市防災危機管理課 (本庁舎3階) または各支所。	★	
その他 (上記書類の他に、信用保証審査や各金融機関での融資審査をする上での必要書類各種)				

※ 上記★印の書類は、その写し等を実行通知書(資料)に添付して市に送付してください。

※ その他の書類については、取扱金融機関等で保管しておいてください。

(11) 申込期間

随時受付。

(12) 信用保証無しの場合の取扱い

信用保証付きの場合と基本的には変わりません。

◆相違点

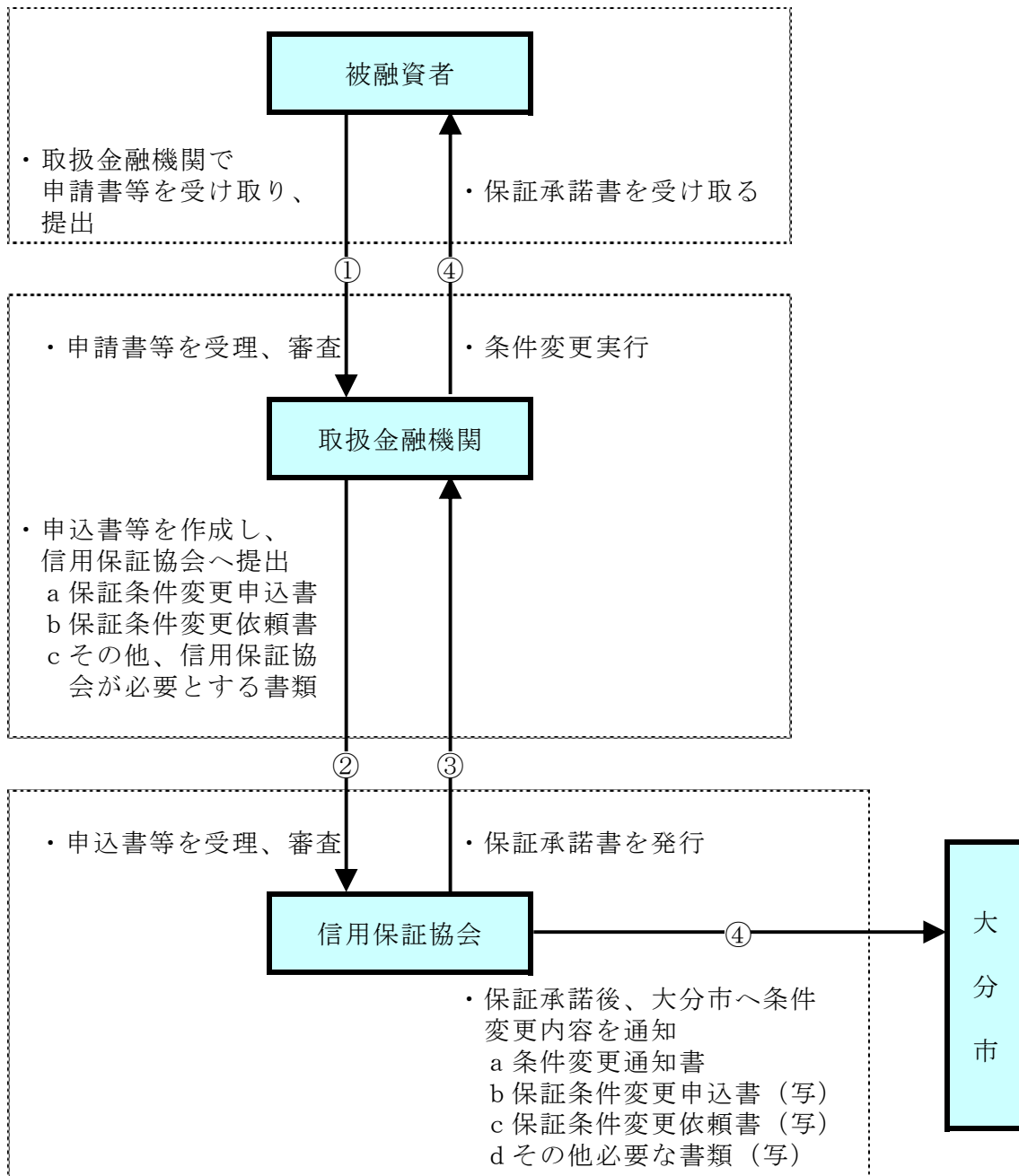
- ① 書類関係
 - a. 保証人等明細……………取扱金融機関所定の書類
 - b. 条件変更申請書…………… //
- ② 手続関係
信用保証協会を経由する必要がありません。
- ③ 責任
融資によって生じる損失は取扱金融機関の責任となります。
- ④ 留意事項
 - a. 信用保証付きの場合は、信用保証協会において市制度の利用状況が把握できますが、**信用保証無しの場合はその確認が困難であると思われます。**よって、申込みがあった時点で**市に既融資の有無を所定の様式(資料)により照会してください。**急ぐ場合は予めファックスし、その後送付しても結構です。
 - b. 大分市制度融資の取扱いについては、信用保証協会の保証事務取扱手続を準用してください。信用保証無しの場合であっても、信用保証を付すことができる条件基準を満たしていなければ融資できません。不明の点は、信用保証協会へ問い合わせてください。

5 融資条件の変更

既に実行された融資について、特別の理由があると認められた場合は、融資条件の変更を行うことができます。ただし、**融資限度額の増額、金利の変更はできません。**

(1) 信用保証付きの融資について

全て信用保証協会の承諾が必要となります。

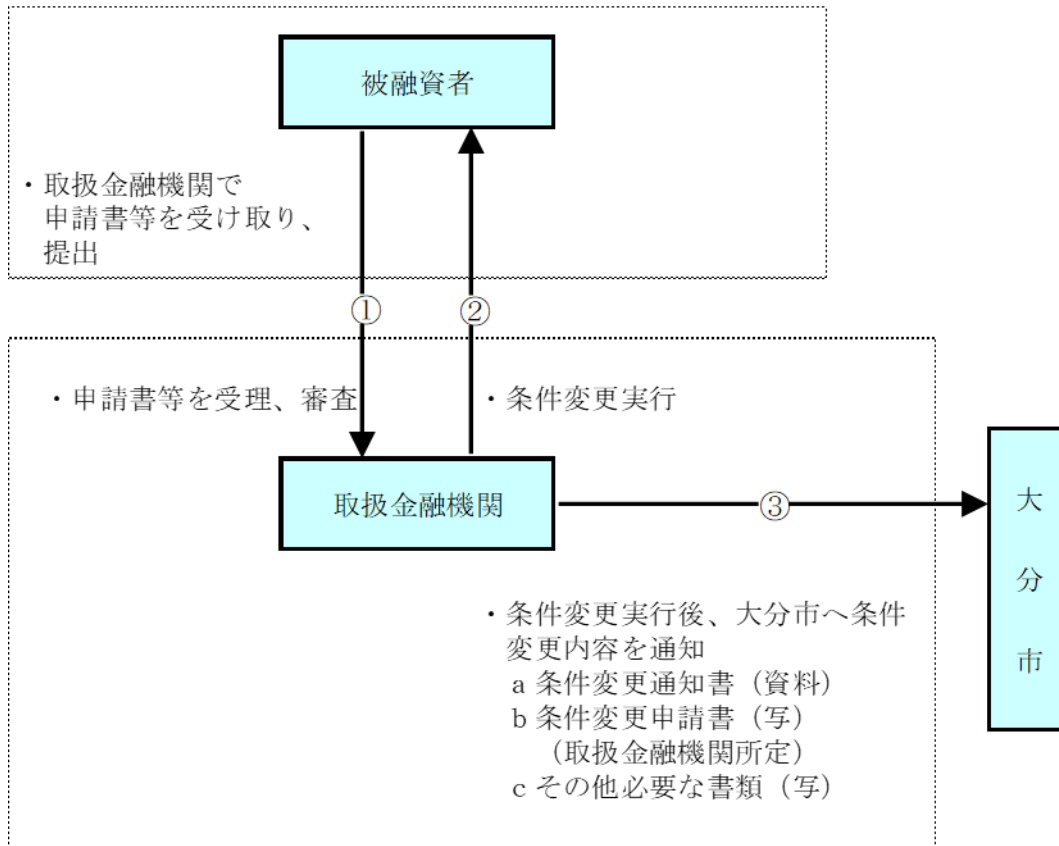


※ 取扱いについては、信用保証協会の運用と同じにしてください。

(2) 信用保証無しの融資について

- ・取扱金融機関の責務において行うことができます。
- ・条件変更実行後は速やかに大分市へ通知を行ってください。

【保証無し】



6 信用保証料補給制度

- (1) 大分県信用保証協会に対する信用保証料は、申込者からの「信用保証料補給金交付申請書」に基づき、信用保証協会からの請求により市が信用保証協会へ支払います。
- (2) 取扱金融機関は被融資者に対し、この制度は「信用保証料補給金交付申請書」に基づき、市が信用保証料を補助するものであり、補給金は市が直接信用保証協会へ支払うことを十分に説明し、申込者からは徴収しないでください。

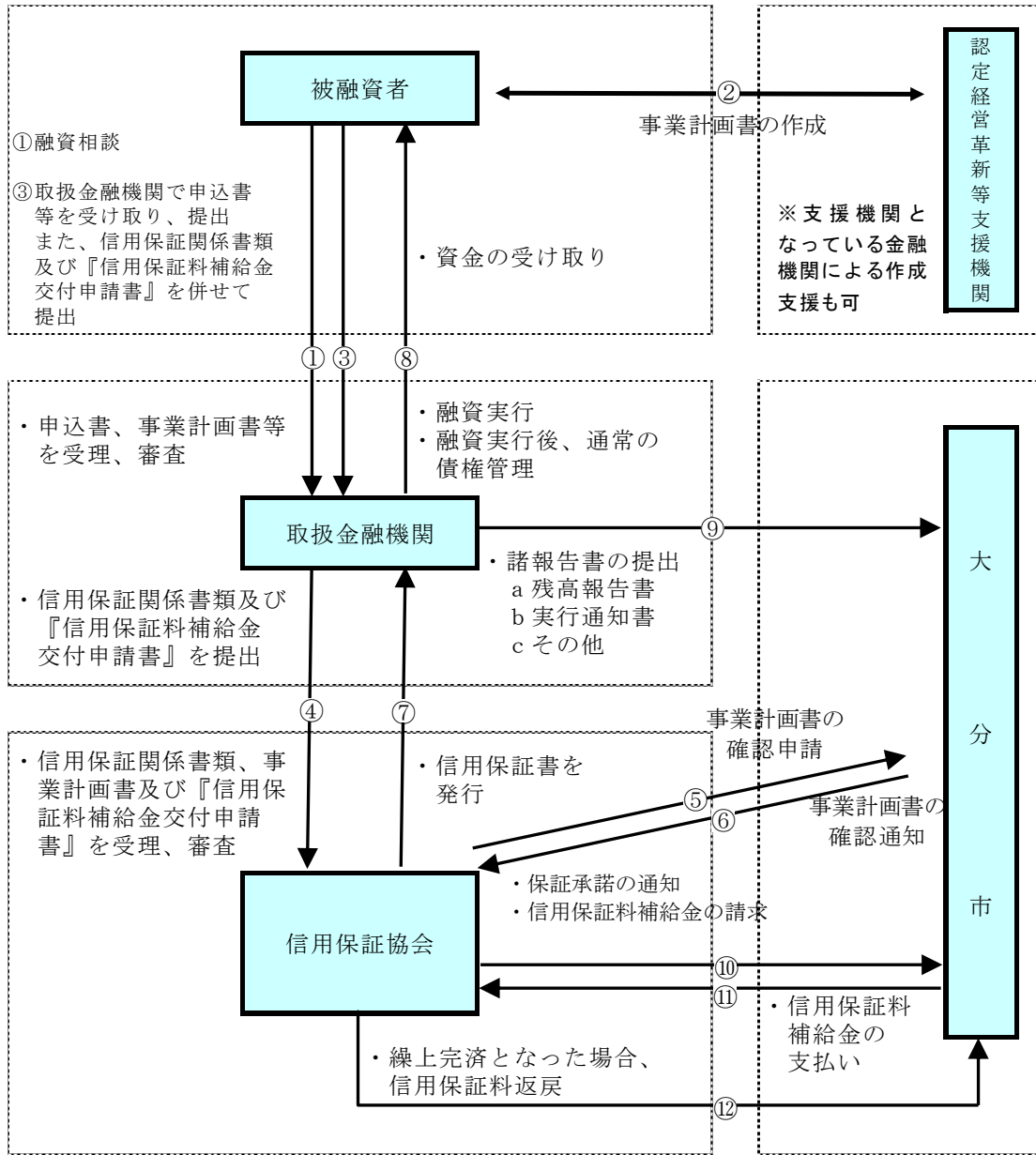
○新分野チャレンジ資金

1 融 資 対 象 者

- (1) 中小企業者であること。……………p. 31 参照
- (2) 信用保証協会の保証対象業種を事業としていること。……………p. 31 参照
- (3) 住所及び事業継続期間要件を満たしていること。……………p. 31 参照
- (4) 市税を完納していること。……………p. 31 参照
- (5) 申込時に休業していないこと。
- (6) 信用保証協会の保証付きの融資で、現在延滞又は求償権債務若しくは求償権保証債務がないこと。
- (7) 手形又は小切手の第1回不渡りが発生して6ヵ月又は銀行取引停止処分後2ヵ年を経過していること。
- (8) 申込み時において融資を受けようとする者が近い将来に市外転居がはっきりしている場合又は予定している場合は融資の対象外とします。
- (9) 暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

2 融資事務の流れ

【保証付き】



3 融資の決定・否決

- (1) 取扱金融機関は、融資の申込みを受けたときは、速やかに審査するとともに、事業計画書を大分県信用保証協会に提出してください。大分県信用保証協会は大分市に事業計画書を提出し、大分市が大分県信用保証協会に内容確認の通知後、融資の可否を決定し、適当と認めたものについては融資を実行してください。
また、信用保証協会の保証に基づき融資を実行するようにしてください。
- (2) 取扱金融機関は、審査の結果、融資を行うことが不適當であると判断した場合は、融資を行わないことができます。
 - ・ 融資の申込みがあり、取り組む方向で書類を受理したものの、調査、審査の結果、不適當であることが判明し、融資の実行に至らなかった場合、取扱金融機関は、**否決通知書**（p.資料）を市へ提出してください。
 - ・ 通知書の提出は、発生した都度行ってください。
- (3) 相談、面接等（申込書類受理の前）の段階で融資の申込みを断る場合は、提出**不要**です。

4 融資要件等

融資を行うにあたっては、取扱金融機関は一般の融資と同様の取扱いをしてください。ただし、**市制度融資として取り扱う際には、以下の点に注意してください。**

(1) 事業規模

事業資金（中小企業者事業資金）の場合に同じ。

(2) 業種

事業資金（中小企業者事業資金）の場合に同じ。

(3) 市内居住・同一事業継続年数

事業資金（経営安定化資金）の場合に同じ。

(4) 市税の完納

事業資金（中小企業者事業資金）の場合に同じ。

(5) 利用件数

- ① **事業資金融資**（開業資金、小規模企業者事業資金、災害対応資金、中小企業者事業資金、経営安定化資金）を受けている場合でも、新分野チャレンジ資金の融資を受けることができます。
- ② 事業資金融資（開業資金、小規模企業者事業資金、中小企業者事業資金）を受けており、その償還済み元金が借入金額の2分の1に達したときは、融資限度額の範囲内で再度融資することができます。
（再度融資の要件等については、P.11を参照）

(6) 資金使途

- ① **新たな事業の展開**を行うために必要な運転資金と設備資金に限られます。
新たな事業の展開とは、**新分野展開**、**事業転換**、**業種転換**又は**業態転換**を行う計画に基づく中小企業者の事業活動をいいます。
 - ・**新分野展開** 中小企業者が主たる業種（総務省が定める日本標準産業分類における大分類の産業であって、売上高構成比率の最も高い事業が属するものをいう。以下同じ。）又は主たる事業（総務省が定める日本標準産業分類における中分類、小分類又は細分類の産業であって、売上高構成比率の最も高い事業が属するものをいう。以下同じ。）を変更することなく、新たな製品を製造し、又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、新たな市場に進出することをいう。
※事業計画期間終了後、新たに製造する製品又は新たに提供する商品若しくはサービスの売上高又は付加価値額が、総売上高の十分の一又は総付加価値額の百分の十五以上を占めることが見込まれるものであること。
 - ・**事業転換** 中小企業者が新たな製品を製造し、又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、主たる業種を変更することなく、主たる事業を変更することをいう。
※事業計画期間終了後、新たに製造する製品又は新たに提供する商品若しくはサービスを含む事業が、売上高構成比の最も高い事業となることが見込まれるものであること。
 - ・**業種転換** 中小企業者が新たな製品を製造し、又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、主たる業種を変更することをいう。
※事業計画期間終了後、新たに製造する製品又は新たに提供する商品若しくはサービスを含む業種が、売上高構成比の最も高い業種となることが見込まれるものであること。
 - ・**業態転換** 中小企業者が製品の製造方法又は商品若しくはサービスの提供方法を相当程度変更することをいう。
※事業計画期間終了後、新たに製造する製品又は新たに提供する商品若しくはサービスの売上高又は付加価値額が、総売上高の十分の一又は総付加価値額の百分の十五以上を占めることが見込まれるものであること。
- ② **次のようなものは認められません。**
 - ・ 転貸資金
 - ・ 旧債の振替え
 - ・ 投機資金、生活資金
 - ・ 新会社設立のための株式取得資金等

(7) 事業計画書

- ① 事業者は、融資申込時に事務の手引きで定める事業計画書を2種類（大分市提出分と取扱金融機関提出分）提出する必要があります。
- ② 事業計画書は、**認定経営革新等支援機関**の支援を受けて作成する必要があります。
- ③ **取扱金融機関が認定経営革新等支援機関の場合は、取扱金融機関が自ら計画書の作成支援を行っていただいてもかまいません。**
- ④ 作成方法は、「事業計画書作成の手引き」や記入例、大分市ホームページ等を参考にしてください。

- ⑤ 事業計画書（大分市提出分）は、融資申込後に大分市が内容の確認を行いますので、大分県信用保証協会に提出してください。

（8）連帯保証人

連帯保証人は、必要となる場合があります。
（法人の場合、原則として代表者以外は不要です。）

連帯保証人となる者は、以下の条件を全て満たしていることが必要です。

- ① 市内に住所を有していること。
原則として市内居住者に限りませんが、取扱金融機関等の判断により、市内に適切な保証人がいない場合は県内居住者、また担保提供者が連帯保証人になる場合は県外居住者でも差支えありません。
- ② 融資に係る債務を保証する資力を有すること。
- ③ 相保証はしないこと。
- ④ 金融機関取引停止処分中の者でないこと。
- ⑤ 信用保証協会の代位弁済を受けその残高のある者、及びその求償権の連帯保証人となっている者でないこと。
- ⑥ 暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

※ 保証人等明細を徴してください。

- ・ 信用保証付きの場合は、信用保証委託申込書に記載するようになっています。
- ・ 信用保証委託申込書・保証人等明細は、実行通知書（p. 資料）に添付して市に送付してください。

（9）担保

事業資金（中小企業者事業資金）の場合に同じ。

（10）返済方法

- ① 元金均等月賦償還のみ。
- ② 必要な場合は、2年以内の据置期間を設けることができます。
- ③ また、償還期間は1年を超えるようにしてください。

(11) 申込必要書類

- ① 申込書類は、必要なものが完全に揃った後に受理してください。
- ② 官公庁発行の証明書は、全て手数料を必要とします。

必要書類		留意事項	送付	
信用保証	付き	融資申込書	取扱金融機関所定のもの	
		信用保証委託申込書	信用保証協会様式	
		保証人等明細	信用保証協会様式 （「信用保証委託申込書」の裏面）	
		信用保証料補給金交付申請書	市様式（p. 資料） 提出は信用保証協会へ	
市税完納証明書		・融資申込日より遡って1ヵ月以内に発行のもの ・詳しい取扱いについては『（4）市税の完納（p. 9）』参照	★	
事業計画書（大分市提出用）		事務の手引きに定める様式 提出は信用保証協会へ		
事業計画書（取扱金融機関提出用）		事務の手引きに定める様式		
その他 （上記書類の他に、信用保証審査や各金融機関での融資審査をする上での必要書類各種）				

※ 上記★印の書類は、その写し等を実行通知書（資料）に添付して市に送付してください。

※ その他の書類については、取扱金融機関等で保管しておいてください。

(12) 申込期間

随時受付。

5 融資条件の変更

事業資金（中小企業者事業資金）の場合に同じ。

6 信用保証料補給制度

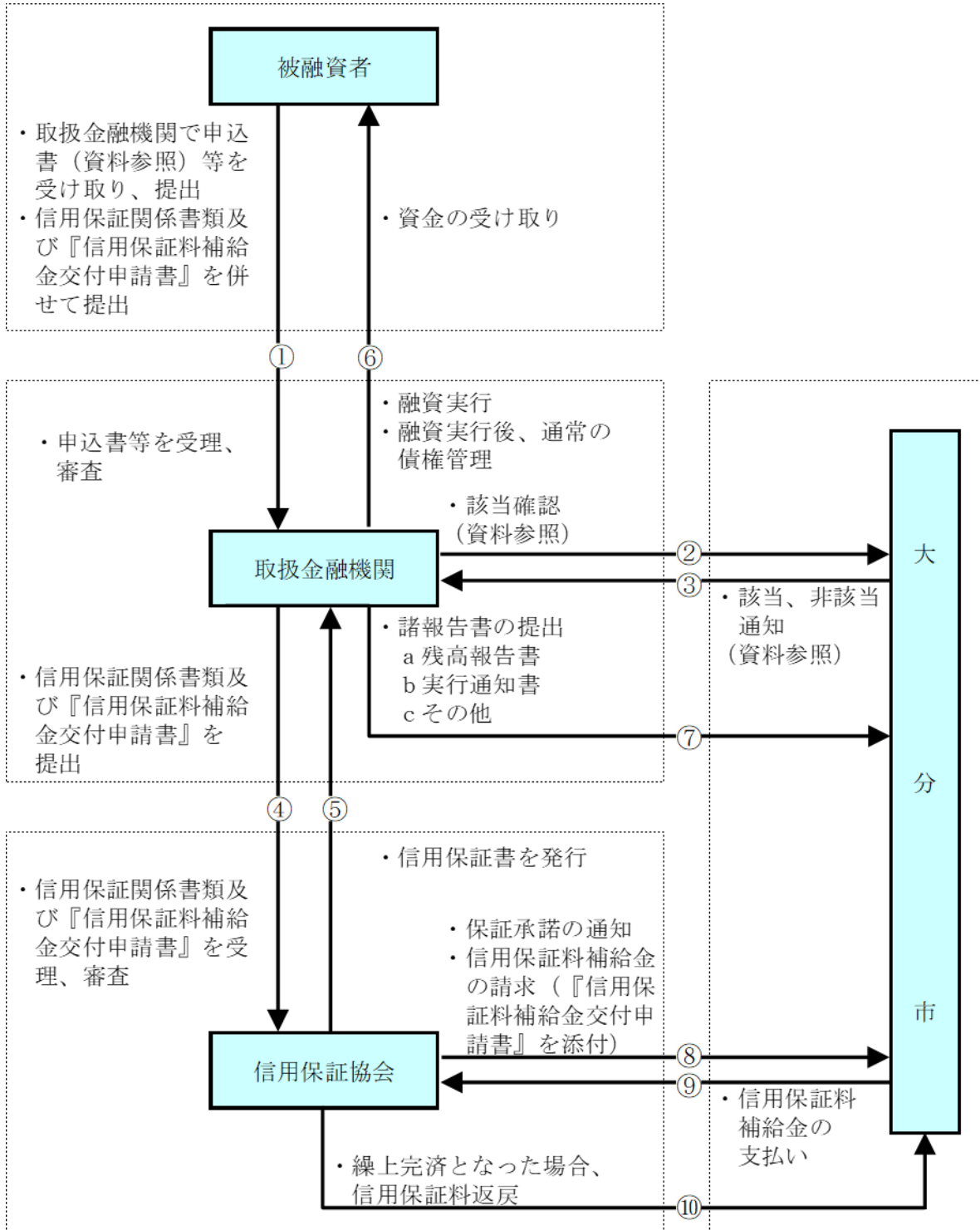
事業資金（中小企業者事業資金）の場合に同じ。

Ⅱ 環境保全資金

1 融資対象者

- (1) 中小企業者等であること。……………p. 38 参照
- (2) 信用保証協会の保証対象業種を事業としていること。……………p. 38 参照
- (3) 工場等所在地及び事業継続期間要件満たしていること。……………p. 38 参照
- (4) 市税を完納していること。……………p. 39 参照
- (5) 現に、同一の資金の融資を受けていないこと。……………p. 39 参照
- (6) 申込時に休業していないこと。
- (7) 信用保証協会の保証付きの融資で、現在延滞又は求償権債務若しくは求償権保証債務がないこと。
- (8) 手形又は小切手の第1回不渡りが発生して6ヵ月又は銀行取引停止処分後2ヵ年を経過していること。
- (9) 申込み時において融資を受けようとする者が近い将来に市外転居がはっきりしている場合又は予定している場合は融資の対象外とします。
- (10) 暴力団員又は暴力団関係者ではないこと。

2 融資事務の流れ



3 融資の決定・否決

- (1) 取扱金融機関は、申込者から融資の申請を受けたときは、速やかに施設等についての適否判断申請を市長に行い、適の決定がくだされたものについて融資の審査を行い後に信用保証協会の審査を行って、融資の決定を行うものとします。
- (2) 取扱金融機関は、審査の結果、融資を行うことが不相当であると判断した場合は、融資を行わないことができます。
 - ・ 融資の申込みがあり、取り組む方向で書類を受理したものの、調査、審査の結果、不相当であることが判明し、融資の実行に至らなかった場合、取扱金融機関は**否決通知書**（資料）を市へ提出してください。
 - ・ 通知書の提出は、発生した都度行ってください。
- (3) 相談、面接等（申込書類受理の前）の段階で融資の申込みを断る場合は、提出**不要**です。

4 融資要件等

(1) 事業規模

中小企業者等であること。

◆中小企業者等とは

- ① 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる中小企業者。

※ 事業資金融資（中小企業者事業資金）の場合に同じ。……………p. 7 参照

- ② 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号から第 9 号までに掲げる中小企業団体。

※ 参考	事業協同組合	協業組合
	事業協同小組合	商工組合
	協同組合連合会	商工組合連合会
	企業組合	

- ③ 市長が②に準ずる団体として認めたもの。

(2) 業種

信用保証協会の規定する保証対象業種（特定事業）を事業としていること。

……………p. 8 参照

(3) 工場等所在地・同一事業継続年数

次の条件を両方とも満たしていることが必要です。

- ① 引き続き 1 年以上市内に工場等を有していること。
- ② 引き続き 1 年以上同一事業を営んでいること。

◆住所、所在地について

本社、支店や事業主の住所地が市外であっても、工場等の所在地が市内であれば対象となります。

※ 同一事業、事業継承の規定……………p. 8 参照

(4) 市税の完納

市税を完納していること。……………p. 9 参照

(5) 利用件数

- ① 一利用者に対し、本資金を複数件数融資することはできません。
- ② 他資金（開業資金・小規模企業者事業資金・災害対応資金・中小企業者事業資金・経営安定化資金・事業再構築資金等）との併用は可能です。

(6) 資金使途

次に掲げる環境を保全するための措置を実施するために必要な資金に限ります。

- ① 大分市環境保全資金規則に定める別表に掲げる環境保全施設等が対象。
……………資料「環境保全施設等一覧」参照
- ② 環境保全施設等の設置・改造又は修理。
(二以上の中小企業者が共同でこれらの措置を行う場合を含む。)
- ③ 環境を保全するための工場・事業所その他これに類するものの移転。
- ④ 環境を保全するために必要な作業場、事務所等の建設又は購入
- ⑤ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理及びそれに伴う代替設備等の購入

◆ポリ塩化ビフェニル廃棄物とは

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第2条第1項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。

(7) 連帯保証人

事業資金（中小企業者事業資金）の場合に同じ。……………p. 12 参照

(8) 担保

取扱金融機関の判断により必要に応じ徴するものとします。

(9) 返済方法

- ① 元金均等月賦償還。
- ② 必要な場合は、1年以内の据置期間を設けることができます。
- ③ また、償還期間は1年を超えるようにしてください。

(10) 申込必要書類

- ① 申込書類は、必要なものが完全に揃った後に受理してください。
- ② 官公庁発行の証明書は、全て手数料を必要とします。

必要書類	留意事項	送付
環境保全資金融資申込書	市様式1号(資料)	○
環境保全施設設置等計画書	市様式2号(資料)	◎
環境保全措置計画書	市様式3号(資料) (※ 必要に応じて)	◎
法人登記簿謄本又は住民票		◎
見積書又は仕様書		◎
カタログ又は写真		◎
工場配置図		◎
付近見取図		◎
融資申込者が中小企業団体である場合には、定款及び環境保全質に関する総会の議事録の謄本又はこれに代わる書類		◎
信用保証委託申込書	信用保証協会様式	
保証人等明細	信用保証協会様式 (「信用保証委託申込書」の裏面)	
信用保証料補給金交付申請書	市様式(資料) 提出は信用保証協会へ	
市税完納証明書	・融資申込日より遡って1ヵ月以内に発行のもの ・詳しい取扱いについては『(4)市税の完納(p. 9)』参照	★
その他 (上記書類の他に、信用保証審査や各金融機関での融資審査をする上で必要書類各種)		

※ 上記○印の書類はその写しを、◎印の書類はその原本を、環境保全資金該当確認申請書(資料)に添付して市に送付してください。

※ 上記★印の書類は、その写し等を実行通知書(資料)に添付して市に送付してください。

※ その他の書類については、取扱金融機関等で保管しておいてください。

(11) 申込期間

随時受付。

(12) 信用保証について

信用保証を付さなければなりません。

5 融資条件の変更

事業資金融資の融資条件変更手続きに準じた取扱いをしてください。……p. 16 参照

6 そ の 他

融資実行後、資金使途の確認を領収書等で行ってください。

Ⅲ 季節資金融資（夏期特別資金・年末特別資金）

預託について

- (1) 預託期間 ・夏期特別資金 6月～10月末
 ・年末特別資金 11月～3月末
- (2) 預託金額 前年度実績及び前期季節資金の実績により配分します。

1 融 資 対 象 者

- (1) 中小企業者であること。……………p. 43 参照
- (2) 信用保証協会の保証対象業種を事業としていること。……………p. 43 参照
- (3) 住所及び事業継続期間要件満たしていること。……………p. 43 参照
- (4) 市税を完納していること。……………p. 43 参照
- (5) 申込時に休業していないこと。
- (6) 信用保証協会の保証付き融資において、現在延滞又は求償権債務若しくは求償権保証債務がないこと。
- (7) 手形又は小切手の第1回不渡りが発生して6ヵ月又は銀行取引停止処分後2ヵ年を経過していること。
- (8) 申込み時において融資を受けようとする者が近い将来に市外転居がはっきりしている場合又は予定している場合は融資の対象外とします。
- (9) 暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

2 融 資 事 務 の 流 れ……………p. 4 参照

※ ただし、信用保証料補給金に係る部分は該当しません。

3 融 資 の 決 定 ・ 否 決

事業資金融資の場合に同じ。……………p. 5 参照

※ 手続きの用紙については、季節資金融資用の様式（資料）を使用してください。

4 融 資 要 件 等

(1) 事業規模

中小企業者であること。事業資金（中小企業者事業資金）の規定に同じ。
……………p. 7 参照

(2) 業種

信用保証協会の規定する保証対象業種（特定事業）を事業としていること。
……………p. 8 参照

(3) 市内居住・同一事業継続年数

次の条件を両方とも満たしていることが必要です。

- ① 引き続き1年以上市内に住所及び事業所を有していること。
- ② 引き続き1年以上同一事業を営んでいること。

※ 住所、同一事業、事業継承の規定……………p. 8 参照

(4) 市税の完納

市税を完納していること。……………p. 9 参照

(5) 利用件数

- ① 夏季特別資金と年末特別資金の総額が融資限度額以内であれば何件でも融資できます。
- ② 他資金（開業資金・小規模企業者事業資金・災害対応資金・中小企業者事業資金・経営安定化資金・事業再構築資金）との併用は可能です。

(6) 資金使途

運転資金のみ。

(7) 連帯保証人

取扱金融機関の定めるところによります。

(8) 担保

取扱金融機関の定めるところによります。

(9) 返済方法

- ① 一括償還、分割償還どちらでも結構です。
- ② 償還期間は、6ヵ月以内。

(10) 申込必要書類

- ① **申込書類は、必要なものが完全に揃った後に受理してください。**
- ② 官公庁発行の証明書は、全て手数料を必要とします。

必要書類		留意事項	
信用保証	付き	融資申込書	取扱金融機関所定のもの
	付き	信用保証委託申込書	信用保証協会様式
	付き	保証人等明細	信用保証協会様式 (「信用保証委託申込書」の裏面)
	無し	融資申込書	取扱金融機関所定のもの
無し	保証人等明細	取扱金融機関所定のもの	
市税完納証明書		・融資申込日より遡って1ヵ月以内に発行のもの ・詳しい取扱いについては『(4) 市税の完納 (p. 9)』参照	
その他 (上記書類の他に、信用保証審査や各金融機関での融資審査をする上での必要書類各種)			

※ 各書類の市への送付は必要としておりません。取扱金融機関等で保管しておいてください。

(11) 申込期間

毎年の契約書で定めますが、概ね次のとおりです。

- ・夏期特別資金 6月1日～8月20日
- ・年末特別資金 11月1日～12月20日

※ 当該指定日が金融機関の休業日に当たるときは翌営業日とします。

(12) 信用保証について

- ① 信用保証を付すかどうかは取扱金融機関の判断によります。
- ② 信用保証を付した場合の信用保証料は利用者の負担となります。

(13) 通知・報告

融資の実行通知及び状況報告（資料）は、次のとおり行ってください。

- ・夏期特別資金 9月10日まで
- ・年末特別資金 1月10日まで

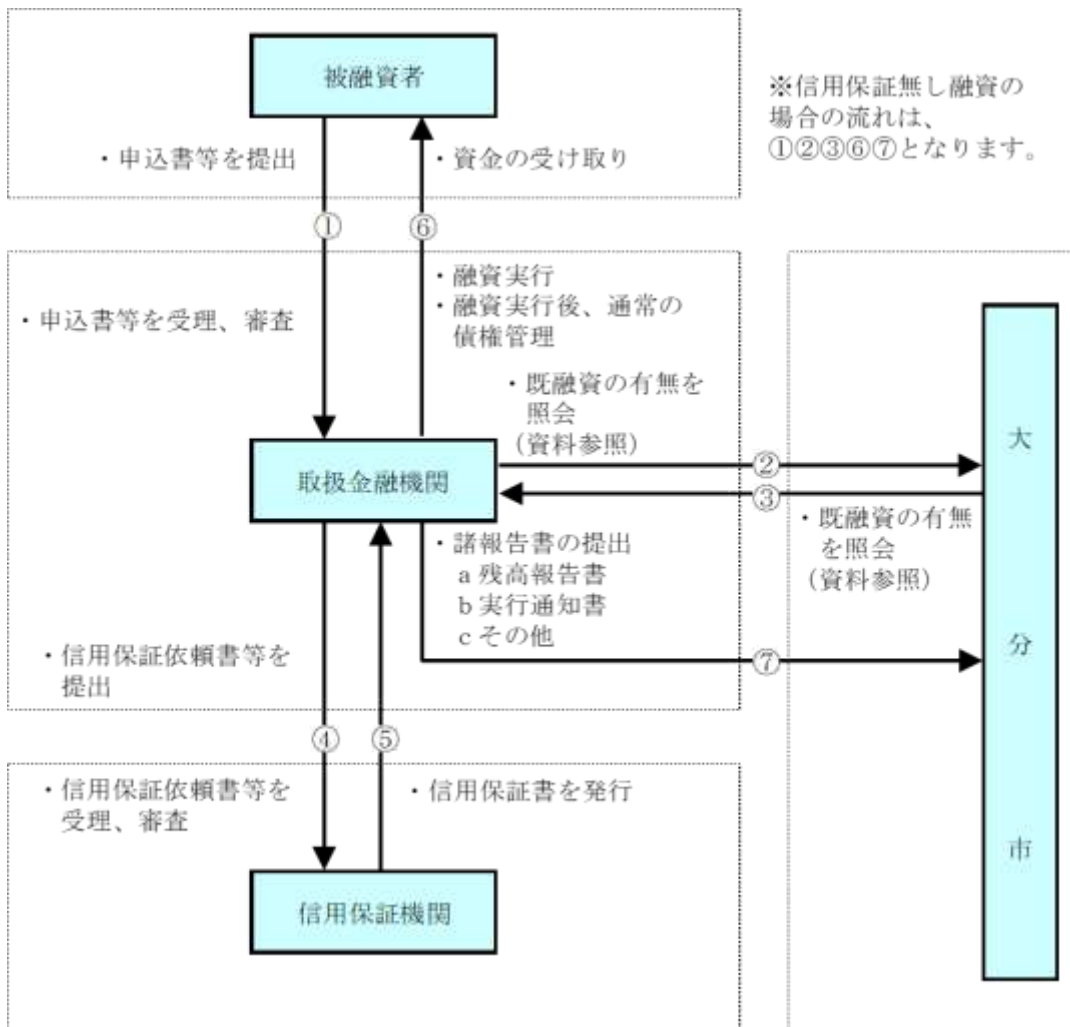
○中小企業等勤労者向け融資制度

I 住宅資金融資

1 融資対象者

- (1) 中小企業等に勤務する勤労者（雇用主に常時雇用されている者）であること。
p. 47 参照
- (2) 市内に住所を有していること。……………p. 48 参照
- (3) 同一の中小企業等に1年以上勤務実績を有していること。……………p. 48 参照
- (4) 市税を完納していること。……………p. 48 参照
- (5) 現に同一の資金の融資を受けていないこと。……………p. 49 参照
- (6) 暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

2 融資事務の流れ



3 融資の決定・否決

- (1) 取扱金融機関は、融資の申込みを受けたときは速やかに審査し融資の可否を決定し、適当と認めたものについては融資を実行してください。
信用保証付き融資の場合は、信用保証機関の保証に基づき融資を実行してください。
- (2) 取扱金融機関は、審査の結果、融資を行うことが不相当であると判断した場合は、融資を行わないことができます。
- ・ 融資の申込みがあり、取り組む方向で書類を受理したものの、調査、審査の結果、不相当であることが判明し、融資の実行に至らなかった場合、取扱金融機関は、**否決通知書**（資料）を市へ提出してください。
 - ・ 通知書の提出は、発生した都度行ってください。
- (3) 相談、面接等（申込書類受理の前）の段階で融資の申込みを断る場合は、提出**不要**です。

4 融資要件等

(1) 勤務先・勤務形態

中小企業等に勤務する勤労者（雇用主に常時雇用されている者）であること。

◆中小企業等とは

- ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者。
- ② 上記①に準ずるものとして市長が認めたもの。

① 中小企業基本法第2条第1項各号

業種	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業		100人以下
卸売業	1億円以下	
上記以外の業種	3億円以下	300人以下

※ 「資本の額又は出資の総額」「常時使用する従業員の数」のいずれかの条件を満たせばよい。

② 市長が認めたもの（平成4年4月1日施行）

次の1～9に掲げる者で常時雇用する従業員が50人以下の事業所をいう。

1. 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に規定するもの

※参考	事業協同組合	協業組合
	事業協同小組合	商工組合
	信用協同組合	商工組合連合会
	協同組合連合会	県中小企業団体中央会
	企業組合	全国中小企業団体中央会

2. 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に規定する商店街振興組合
3. 商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に規定する商工会
4. 鉱工業技術研究組合法（昭和 36 年法律第 81 号）に規定する鉱工業技術研究組合
5. 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）に規定する生活衛生同業組合
6. 内航海運組合法（昭和 32 年法律第 162 号）に規定する内航海運組合。
7. 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）に規定する労働組合の団体又はその連合団体
8. 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に規定する職員団体又はその連合団体
9. 前各号に掲げるもののほかこれらに類すると認められるもの

◆常時雇用されている者とは……………p. 6 参照

（2）市内居住

融資申込時に市内に住所を有していること。

（3）勤務年数

- ① 同一の中小企業等に 1 年以上勤務実績を有していること。
- ② 勤務先は市内に限らず、市外でも結構です。
- ③ 勤務先である中小企業等は、支店・営業所等の単位でなく、会社単位で捉えてください。

（4）市税の完納

市税を完納していること。

- ・ **融資申請日より遡って 1 ヶ月以内に発行のものである事。**

※ 融資申請日より遡って 1 ヶ月の日より前の日付の完納証明書、融資申請日より後の日付の完納証明書は、大分市制度融資として取り扱えません。

- ・ ただし、市内に居住して 1 年未満の方は、大分市の市税完納証明書が取れない場合がありますので、その際には**前住所地での完納証明書**の提出を求め、確認してください。

(5) 利用件数

- ① 一利用者に対し、同一の資金を、複数件数融資することはできません。
- ② 住宅資金については、取扱金融機関が数行にわたるため、既に融資がないか、また他行と重複して申込みをしていないかを市でチェックしますので、申込みがあった時点で、所定の様式（資料）により市に照会してください。
急ぐ場合は、予め電話及びファックスし、その後送付しても結構です。

・市内に自己の居住する複数の住宅の取得については該当いたしません。

(6) 資金使途

- ① 市内に自己の居住する住宅を新築する資金。
- ② 市内の " 増改築する資金。
- ③ 市内に " 取得する資金。

- ・ 他制度（プロパー融資等）からの借替は認められません。
- ・ 住宅の形態については、一戸建て・マンション、新築物件・中古物件、木造・非木造を問いません。
- ・ 軽微な修繕（壁紙の貼替え等）や、住宅の付属部分（門、塀、ガレージ、倉庫等）の増改築も対象となります。

◆住宅新築、増改築、取得の期限

- | | |
|-------------|--|
| ・ 新築、増改築の場合 | 原則として融資の決定を受けた日から起算して、3ヵ月以内に建設に着手し12ヵ月以内に完了すること。 |
| ・ 取得の場合 | 原則として融資の決定を受けた日から起算して、1ヵ月以内に取得すること。 |

(7) 連帯保証人

- ① 取扱金融機関の定めるところによります。
- ② 融資に係る債務を保証する資力を有している者であれば結構です。
- ③ 人数及びその居住場所は問いません。
- ④ 連帯保証人に代えて、担保を補完するため取扱金融機関の指定する保証機関を利用することも結構です。ただし、保証料は利用者負担です。

(8) 担保

取扱金融機関の定めるところによります。

(9) 返済方法

- ① 変動金利による元利均等月賦償還。
- ② ボーナス併用もできます。
- ③ 繰上償還もできます。

◆変動金利について

設 定 回 数	毎年2回
設 定 基 準 日	毎年3月1日、9月1日
設 定 金 利	基準日現在の長期プライムレートに0.8を乗じたもの
新金利適用開始日	毎年4月1日、10月1日
設 定 金 利 の 上 限	年7.5%

(10) 申込必要書類

- ① **申込書類は、必要なものが完全に揃った後に受理してください。**
- ② 官公庁発行の証明書は、全て手数料を必要とします。

必要書類	留意事項	送付
融資申込書	取扱金融機関所定のもの	★
市税完納証明書	融資申込日より遡って1ヵ月以内に発行のもの	★
勤労者在職証明書	市様式（資料）	★
その他 （上記書類の他に、信用保証審査や各金融機関での融資審査をする上での必要書類各種）		

※ **上記★印の書類は、その写し等を実行通知書（資料）に添付して市に送付してください。**

※ その他の書類については、取扱金融機関等で保管しておいてください。

(11) 申込期間

随時受付

5 融資条件の変更

中小企業者向け融資制度の**信用保証無し**の融資条件変更手続きに準じた取扱いをしてください。……………p. 17 参照

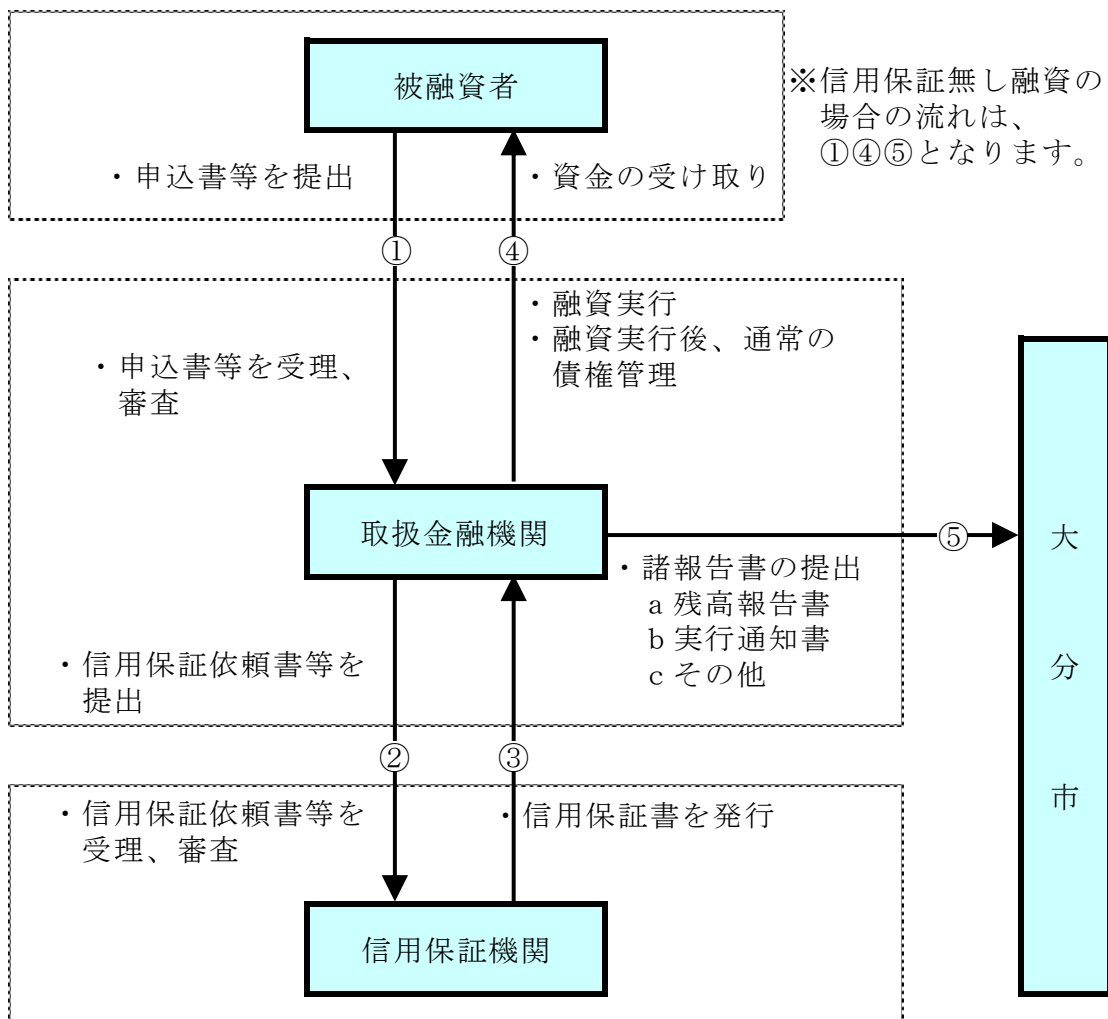
※ 手続きの用紙については、中小企業勤労者等融資制度用の様式（資料）を使用してください。

II 厚生資金融資

1 融資対象者

- (1) 中小企業等に勤務する勤労者（雇用主に常時雇用されている者）であること。 p. 53 参照
- (2) 市内に住所を有していること。……………p. 53 参照
- (3) 同一の中小企業等に1年以上勤務実績を有していること。……………p. 53 参照
- (4) 市税を完納していること。……………p. 53 参照
- (5) 現に同一の資金の融資を受けていないこと。……………p. 53 参照
- (6) 暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

2 融資事務の流れ



3 融資の決定・否決……………p. 47 参照

4 融 資 要 件 等

(1) 勤務先・勤務形態……………p. 47 参照

(2) 市内居住……………p. 48 参照

(3) 勤務年数……………p. 48 参照

(4) 市税の完納……………p. 48 参照

(5) 利用件数

一利用者に対し、同一の資金を、複数件数融資することはできません。

(6) 資金使途

勤労者又はその世帯に属する者が必要とする次の資金

- ① 病気療養
- ② 出産
- ③ 冠婚葬祭
- ④ 教育
- ⑤ 火災、天災その他の事由による臨時的出費

※ 他制度（プロパー融資等）からの借替えは認められません。

(7) 連帯保証人

取扱金融機関の定めるところによります。

(8) 担保

不要

(9) 返済方法

- ① 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還
- ② ボーナス併用もできます。
- ③ 繰上償還もできます。
- ④ 2ヵ月以内の据置きができます。

(10) 申込必要書類

- ① 申込書類は、必要なものが完全に揃った後に受理してください。
- ② 官公庁発行の証明書は、全て手数料を必要とします。

必要書類		留意事項	送付
融資申込書		取扱金融機関所定のもの	★
市税完納証明書		融資申込日より遡って1ヵ月以内に発行のもの	★
勤労者在職証明書		市様式（資料）	★
市長が必要と認める書類	診断書又はその写し	資金使途が『病気療養』の場合	
	母子健康手帳の写し	資金使途が『出産』の場合	
	式等の申込予約受領書及び見積書	資金使途が『結婚』の場合	
	火葬許可書の写し又は式等の請求書	資金使途が『葬儀』の場合	
	在学証明書又は合格証明書	資金使途が『教育』の場合	
	各種証明する書類	資金使途が『火災、天災その他の事由による臨時的出費』の場合	
その他 （上記書類の他に、信用保証審査や各金融機関での融資審査をする上での必要書類各種）			

※ 上記★印の書類は、その写し等を実行通知書（資料）に添付して市に送付してください。

※ その他の書類については、取扱金融機関等で保管しておいてください。

(11) 申込期間

資金使途	申込期間
病気療養	療養前か療養中
出産	出産前か入院中
結婚	挙式前
葬儀	葬儀後1ヵ月以内
教育	所要日前2ヵ月以内
火災、天災その他の事由による臨時的出費	発生後1ヵ月以内

5 融資条件の変更

中小企業者向け融資制度の**信用保証無し**の融資条件変更手続きに準じた取扱いをしてください。……………p. 17 参照

※ 手続きの用紙については、中小企業勤労者等融資制度用の様式（資料）を使用してください。

Ⅲ 生活安定特別資金融資（生活安定資金、賃金遅払資金）

生活安定資金

1 融資対象者

- (1) 市内に住所を有していること。……………本頁「4 融資要件等」参照
- (2) 失業者であること。……………本頁「4 融資要件等」参照
- (3) 雇用保険被保険者であること。……………本頁「4 融資要件等」参照
- (4) 暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

2 融資事務の流れ……………p. 52 参照

3 融資の決定・否決……………p. 47 参照

4 融資要件等

(1) 市内居住

市内に住所を有していること。……………p. 48 参照

(2) 失業者

倒産、病気、人員整理、退職勧奨、その他自己の責任によらない事由により離職し、現在求職活動を行っている者で、世帯の生計中心者をいう。

◆自己の責任によらない事由の確認

職業安定所の発行する雇用保険受給資格者証の写し又は離職票 2 の写しで確認してください。

(3) 雇用保険被保険者

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に定める雇用保険の被保険者であること。よって、事業主の都合で雇用保険に加入していない場合は対象となりません。

(4) 利用件数

一利用者に対し、同一の資金を、複数件融資することはできません。

(5) 資金使途

失業者の生活安定と求職活動のために必要な資金

(6) 連帯保証人

取扱金融機関の定めるところによります。

(7) 担保

不要

(8) 返済方法

- ① 元金均等月賦償還
- ② 2ヵ月以内の据置きができます。
- ③ 繰上償還もできます。

(9) 申込必要書類

- ① 申込書類は、必要なものが完全に揃った後に受理してください。
- ② 官公庁発行の証明書は、全て手数料を必要とします。

必要書類	留意事項	送付
融資申込書	取扱金融機関所定のもの	★
職業安定所の発行する雇用保険受給資格者証又は離職票2（写し）		★
その他 （上記書類の他に、信用保証審査や各金融機関での融資審査をする上での必要書類各種）		

※ 上記★印の書類は、その写し等を実行通知書（資料）に添付して市に送付してください。

※ その他の書類については、取扱金融機関等で保管しておいてください。

(10) 申込期間

対象者	申込期間
雇用保険受給資格者	離職から受給終了後3ヵ月以内まで
雇用保険受給未到達者	離職後3ヵ月以内

5 融資条件の変更

中小企業者向け融資制度の**信用保証無し**の融資条件変更手続きに準じた取扱いをしてください。……………p. 17 参照

※ 手続きの用紙については、中小企業勤労者等融資制度用の様式（資料）を使用してください。

賃金遅払資金

1 融資対象者

本資金は、融資対象者を広く勤労者とし、**その勤務先を中小企業に限定しておりません。**

- (1) 市内に住所を有していること。……………本頁「4 融資要件等」参照
- (2) 所定の賃金支払日から7日を経過した後においても賃金が支払われていないこと。
- (3) 暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

2 融資事務の流れ……………p. 52 参照

3 融資の決定・否決……………p. 47 参照

4 融資要件等

(1) 市内居住

市内に住所を有していること。……………p. 48 参照

(2) 賃金の未払い

所定の賃金支払日から7日を経過した後においても賃金が支払われていないこと。

(3) 利用件数

一利用者に対し、同一の資金を、複数件数融資することはできません。

(4) 資金使途

賃金の遅払いによって生活不安に陥った勤労者の生活資金（原則として、遅払いとなっている賃金分の融資です。）。

(5) 連帯保証人

- ① 取扱金融機関の定めるところによります。
- ② 必要に応じ、(一社)日本労働者信用基金協会の保証を付けてください。

※ この資金については、市は(一社)日本労働者信用基金協会に対し損失補償債務を負いません。

(6) 担保

不要

(7) 返済方法

- ① 元金均等月賦償還
- ② 2ヵ月以内の据置きができます。
- ③ 繰上償還もできます。

(8) 申込必要書類

申込書類は、必要なものが完全に揃った後に受理してください。

必要書類	留意事項	送付
融資申込書	取扱金融機関所定のもの	★
勤労者賃金遅払事業主証明書 (写し)	市様式 (資料)	★
その他 (上記書類の他に、信用保証審査や各金融機関での融資審査をする上での必要書類各種)		

※ 上記★印の書類は、その写し等を実行通知書 (資料) に添付して市に送付してください。

※ その他の書類については、取扱金融機関等で保管しておいてください。

(9) 申込期間

所定の賃金支払日から7日を経過した日以降

5 融資条件の変更

中小企業者向け融資制度の**信用保証無し**の融資条件変更手続きに準じた取扱いをしてください。……………p. 17 参照

※ 手続きの用紙については、中小企業勤労者等融資制度用の様式 (資料) を使用してください。

《資料》大分市中小企業融資制度報告書等 一覧表

1. 毎月10日までに一括して提出するもの

書 類		内 容	作成者	
(1)	報告書等送付書	書類を送付するとき頭に付ける。	本 店 もしくは 幹事店	
(2)	融資残高報告書	前月末の融資残高の報告。 (残高ゼロでも提出)	本 店 もしくは 幹事店	
(3)	融資実行通知書	前月中に融資実行したものの 通知。(実行がなければ不要)	実行店	
【 添 付 書 類 】	信用 付き 保証	①完納証明書(写し)	市役所発行のもの	—
		②被災証明書(写し)	市役所発行のもの(災害対応 資金の融資実行がなければ不要)	—
		③セーフティネット保証 認定証明書(写し)	経営安定化資金の融資実行がなけれ ば不要	—
		④被災証明書(写し)	市役所発行のもの(災害対応資金の 融資実行がなければ不要)	—
	信用 無し 保証	①融資申込書(写し)	金融機関所定様式	実行店
		②保証人等明細(写し)	金融機関所定様式	〃
		③完納証明書(写し)	市役所発行のもの	—
		④被災証明書(写し)	市役所発行のもの(災害対応資金の 融資実行がなければ不要)	—
(4)	完済リスト	償還が完了したもののリスト。 (完済がなければ不要)	本店/幹事店 もしくは 実行店	

2. その都度提出するもの

書 類		内 容	作成者	
(5)	◆信用保証料補給金交付申請書	(信用保証協会に提出)	被融資者	
(6)	否決通知書	融資申込書を受理後、否決に 至った場合。	実行店	
信用 保証 無し	(7)	大分市中小企業事業資金融資 の受付について(照会)	信用保証無し融資の申込みが あった場合。	実行店
	(8)	◆大分市中小企業事業資金融資 の受付について(回答)	上記照会に対する市の回答。	市
	(9)	融資条件変更通知書	被融資者の申し出により取扱金 融機関が作成したもの。	実行店
	【 添 付 書 類 】	①条件変更申請書(写し)	金融機関所定様式	被融資者
		②その他必要な書類(写し)	変更の内容や理由、経緯等が確 認できる書類。	被融資者 もしくは 実行店

大分市中小企業融資制度
報告書等送付書（ 月分）

1. 融資残高報告書		部
2. 環境保全資金資金融資残高報告書		部
3. 融資実行通知書一件	融資実行通知書	部
【添付書類】	◎ 市税完納証明書（写し）	件分
	◎ 被災証明書（写し）	件分
	◎ セーフティネット保証認定書（写し）	件分
	◎ その他 ※信用保証無しの場合は、取扱金融機関所定の融資申込書（写し）と保証人等明細（写し）を添付 ()	件分
	()	件分
4. 完済リスト		部
5. その他（)		部

上記書類を 月 日付けで送付いたします。

大分市長 殿

取扱金融機関名

代表者名

担当者名

TEL

*連絡事項

受理日

月

日

大分市中小企業事業資金
融資残高報告書
(年 月分)

取扱金融機関

代表者名

担当者名

TEL

(単 位 : 件 、 円)

資金名	信用保証	前月末融資残高		当月中融資高		当月中償還高		当月末融資残高	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
開業資金	付								
小規模企業者事業資金	付								
災害対応資金	付								
中小企業者事業資金 (緊急支援融資を含む)	付								
経営安定化資金 (セーフティネット保証融資枠)	付								
経営安定化資金 (緊急支援融資枠)	付								
新分野チャレンジ資金	付								
合計	付								

※当月中償還高の件数は、完済したものを記入。 よって、件数、金額とも、 前月末融資残高 + 当月中融資高 - 当月中償還高 = 当月末融資残高

※当月中償還高には、代位弁済も含める。

※当月中に信用保証の付かない融資の実行・完済・償還中が有る場合は、右上に『総合』と記載の様式を使用する事。

大分市中小企業事業資金 融資残高報告書

(年 月分)

取扱金融機関

代表者名

担当者名

TEL

(単位：件、円)

資金名	信用保証	前月末融資残高		当月中融資高		当月中償還高		当月末融資残高	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
開業資金	付								
	無								
	小計								
小規模企業者 事業資金 (小口零細企業保証)	付								
	無								
	小計								
災害対応資金 (小口零細企業保証)	付								
	無								
	小計								
中小企業者 事業資金 (緊急支援融資を含む)	付								
	無								
	小計								
新分野チャレンジ 資金	付								
	無								
	小計								
合計	付								
	無								
	合計								

※当月中償還高の件数は、完済したものを記入。 よって、件数、金額とも、 前月末融資残高 + 当月中融資高 - 当月中償還高 = 当月末融資残高

※当月中償還高には、代位弁済分も含める。

※当月中に信用保証の付かない融資の実行・完済・償還中が無い場合は、右上に『信用保証付きのみ』と記載の様式を使用する事。

大分市中小企業融資制度

信用保証付き

事業資金・環境保全資金 実行通知書

1 被融資者名	フリガナ		
2 住所	大分市		
3 創業年月日	年 月 日	※個人事業主において、創業の日が不明な場合は「年月」まででも結構です。	
※法人の場合 4 代表者氏名	フリガナ	※個人事業主の場合 6 市内居住 開始年月	年 月から
	代表者個人の 5 市内事業 開始年月		
7 資金種別	<input type="checkbox"/> 開業資金 <input type="checkbox"/> 小規模企業者事業資金（小口零細） <input type="checkbox"/> 中小企業者事業資金 <input type="checkbox"/> 環境保全資金 <input type="checkbox"/> 災害対応資金（小口零細） <input type="checkbox"/> 経営安定化資金（SN保証融資枠） <input type="checkbox"/> 経営安定化資金（緊急支援融資枠） <input type="checkbox"/> 新分野チャレンジ資金		
8 融資金額	円	10 据置期間 （「有」の場合 は期間を記入）	<input type="checkbox"/> 有（ カ月） <input type="checkbox"/> 無
9 融資申込日	年 月 日		
11 融資実行日	年 月 日	12 初回返済額	円
13 初回返済日	年 月 日	14 毎回返済額	円
15 最終回返済日	年 月 日	16 最終回返済額	円

再度融資の有無	<input type="checkbox"/> 有
	<input type="checkbox"/> 無

取扱金融機関名
支店名

代表者名

担当者名

T E L

※「有」の場合は前融資の完済通知書も必ず提出してください。

大分市中小企業融資制度

信用保証無し

事業資金・環境保全資金 実行通知書

1 被融資者名	フガナ		
2 住所	〒 - TEL - - 大分市	3 従業員数	①常用(役員・家族除く) 人 ②常用(役員・家族) 人 ③臨時(パート含む) 人
4 創業年月日	年 月 日	5 業種 (具体的に)	
6 代表者氏名	フガナ	11 屋号	フガナ
7 代表者住所	〒 - TEL - -	12 事業所住所	〒 - TEL - -
8 代表者生年月日	年 月 日	13 利用者生年月日	年 月 日
9 市内事業開始年月	年 月から	14 市内居住開始年月	年 月から
10 資本金	円		
15 資金種別	<input type="checkbox"/> 開業資金 <input type="checkbox"/> 小規模企業者事業資金 <input type="checkbox"/> 中小企業者事業資金 <input type="checkbox"/> 新分野チャレンジ資金 <input type="checkbox"/> 環境保全資金 <input type="checkbox"/> 災害対応資金		
16 融資金額	円	17 <input type="checkbox"/> 貸付形式	証書貸付
18 資金使途	<input type="checkbox"/> 運転 <input type="checkbox"/> 設備 <input type="checkbox"/> 運転・設備	19 担保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
20 融資申込日	年 月 日	21 据置期間 (「有」の場合は期間を記入)	<input type="checkbox"/> 有 (カ月) <input type="checkbox"/> 無
22 融資実行日	年 月 日	23 初回返済額	円
24 初回返済日	年 月 日	25 毎回返済額	円
26 最終返済日	年 月 日	27 最終返済額	円

再度融資の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
---------	--

取扱金融機関名
支店名

代表者名

担当者名

T E L

※「有」の場合は前融資の完済通知書も必ず提出してください。

大分市中小企業融資制度

取扱金融機関名
支店名

リスト作成
担当者名

事業資金・環境保全資金 完済リスト

代表者名

T E L

No.	被融資者名	代表者名 (※法人の場合のみ)	住所	完済の種類 ※「再度融資」の場合は次融資の実行通知書も必ず提出してください。	保証番号	融資金額	完済日	最終内入額	実行店名	融資担当者名	実行店名 TEL
1						円		円			
2						円		円			
3						円		円			
4						円		円			
5						円		円			
6						円		円			
7						円		円			
8						円		円			
9						円		円			
10						円		円			

信用保証無し

大分市中小企業融資制度

事業資金 完済リスト

取扱金融機関名
支 店 名

リスト作成
担当者名

代表者名

T E L

No.	被融資者名	代表者名 (※法人の場合のみ)	住 所	完済の種類 ※「再度融資」の場合は次融資の実行通知書も必ず提出してください。	資金名	融資金額	当初 融資期間	完済日	最終内入額	実行店名	融資 担当者名	実行店名 T E L
1						円	～		円			
2						円	～		円			
3						円	～		円			
4						円	～		円			
5						円	～		円			
6						円	～		円			
7						円	～		円			
8						円	～		円			
9						円	～		円			
10						円	～		円			

信用保証料補給金交付申請書

大 分 市 長 殿

※ 枠内は全て記入してください。 年 月 日

申 込 人	法人名 及び代表者名 又は 個人名	フリガナ		本人 (代表者) 性別
				男 ・ 女
	法人設立年月日 (※法人のみ記入)	西暦 大 昭 平 令 年 月 日	本人(代表者) 生年月日	西暦 大 昭 平 令 年 月 日
	法人の場合は事業 所の所在地・ 個人の場合は住所			
	担 当 者 名	TEL	— —	
内 訳	資 金 名	<input type="checkbox"/> 開業資金 <input type="checkbox"/> 小規模企業者事業資金 (小口零細) <input type="checkbox"/> 災害対応資金 (小口零細) <input type="checkbox"/> 中小企業者事業資金 <input type="checkbox"/> 経営安定化資金 (SN保証融資枠) <input type="checkbox"/> 経営安定化資金 (緊急支援融資枠) <input type="checkbox"/> 新分野チャレンジ資金 <input type="checkbox"/> 環境保全資金		
	金 額	円	借 入 期 間	年 か月
	金 融 機 関	本・支店 (支店)		

大分市中小企業事業資金融資規則第16条 (大分市中小企業者等に係る環境保全資金融資規則第15条) の規定により信用保証料補給金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

なお、信用保証料補給金の受領その他一切の権限を、大分県信用保証協会に委任します。
記

1. 交付申請額 大分県信用保証協会の定める信用保証料徴収規定により算出された信用保証料のうち大分市が定めた補給率で算定した額

※ 申請に当たっては、以下の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

誓 約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。
 なお、市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。
 また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分市と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

→□1 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員 (同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団 (員) に経済上の利益や便宜供与している者
- (7) 役員等が暴力団 (員) と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

→□2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

※ 市では、大分市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

※協会処理欄

承諾日	年 月 日	保証番号		承諾金額	千円
-----	-------	------	--	------	----

大分市中小企業融資制度
事業資金 否決通知書

年 月 日

大分市長

殿

取扱金融機関名

代表者名

担当者名

T E L

下記の大分市中小企業事業資金の融資申込者について、融資否決となりましたので、大分市中小企業事業資金融資規則第12条第1項の規定により通知いたします。

記

申込者名	
代表者名 (※法人の場合)	
住所	大分市
業種	
資金名	<input type="checkbox"/> 開業資金 <input type="checkbox"/> 小規模企業者事業資金 (小口零細) <input type="checkbox"/> 災害対応資金 (小口零細) <input type="checkbox"/> 中小企業者事業資金 <input type="checkbox"/> 経営安定化資金 (SN保証融資枠) <input type="checkbox"/> 経営安定化資金 (緊急支援融資枠) <input type="checkbox"/> 新分野チャレンジ資金 <input type="checkbox"/> 環境保全資金
申込金額	円
否決理由	

年 月 日

(大分市 担当課長)

殿

取扱金融機関名

代表者名

担当者名

T E L

大分市中小企業事業資金融資の受付について（照会）

標記の件について、下記融資申込者の融資実績について照会します。

記

申 込 者 名	フガナ	
住 所		
法人の場合	創業年月日	年 月 日
	代表者名	フガナ
	代表者の生年月日	年 月 日
個人事業主の場合	生 年 月 日	年 月 日

(取扱金融機関 代表者)

殿

(大分市 担当課長)

印

大分市中小企業事業資金融資の受付について (回答)

年 月 日付で照会のありました下記の者につきましては、現在、
本市中小企業事業資金融資 [の債務残がありますので、] その旨回答いたします。
[を受けていないので、]

記

申 込 者 名	フリガナ	
住 所		
法人の場合	創業年月日	年 月 日
	代表者名	フリガナ
	代表者の生年月日	年 月 日
個人事業主の場合	生 年 月 日	年 月 日

大分市中小企業融資制度
事業資金（保証無）融資条件変更通知書

年 月 日

大分市長 殿

実行店 取扱金融機関名
代表者名
担当者名
T E L

大分市中小企業事業資金融資規則第13条の規定に基づき、下記のとおり融資条件を変更しましたので通知します。

記

申請者	被融資者						
	条件変更実行日						
変更事項 (該当するものに○)	商号	法人成り	住所	返済方法			
	代表者	連帯保証人	担保	店舗移管			
	その他 ()						
変更内容	変更前			変更後			
変更理由							

様式1

年 月 日

「新分野チャレンジ資金」事業計画書

申請者の概要

氏名 (法人の場合は法人名)				
代表者名 (法人の場合のみ)				
所在地 (個人の場合は住所)				
事業所所在地 (個人で住所と異なる場合)				
主な事業		事業形態	1.法人 2.個人	
設立(開始)年月日		資本金	千円	
従業者数	①常用従業者数	人	②常用従業者数 (役員・家族)	人
	③臨時従業者数 (パート、アルバイトを含む)	人	従業者総数 (①+②+③)	人
主な事業の内容				
自社の強み				

1. 新たな事業を行う理由

※外部環境の変化等をふまえて具体的に記入してください。

2. 新たな事業の内容

事業着手予定年月または着手年月（計画1年目の開始年月を記入）		年		月
事業再構築の別 (該当項目にチェック)	①新分野展開（「主たる事業」や「主たる業種」を変更することなく、新製品の製造や、新たな商品もしくはサービスの提供により、新たな市場に進出する）			<input type="checkbox"/>
	②事業転換（新製品の製造や、新たな商品もしくはサービスの提供により、「主たる業種」を変更することなく、「主たる事業」を変更する）			<input type="checkbox"/>
	③業種転換（新製品の製造や、新たな商品もしくはサービスの提供により、主たる業種を変更する）			<input type="checkbox"/>
	④業態転換（製品又は商品若しくはサービスの製造方法又は提供方法を相当程度変更する）			<input type="checkbox"/>
事業の属する分類 (日本標準産業分類ベース)	従前の主な事業		新たな事業	
	コード	項目名	コード	項目名
大分類				
中分類				
小分類				
細分類				
<p>※新たに製造する製品や、新たな商品もしくはサービスを具体的に記入してください。 (業態転換の場合は、変更前と変更後の製品の製造方法又は商品若しくはサービスの提供方法を併せて記入してください。また、既存の設備の撤去、既存の店舗の縮小等を伴う提供方法の変更であれば、新たな商品もしくはサービスの提供がなくてもかまいません。)</p>				

注 すでに事業に着手している場合、着手日は令和2年4月以降である必要があります。

注 「主たる業種」とは、売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく大分類の産業をいいます。

注 「主たる事業」とは、売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく中分類、小分類又は細分類の産業をいいます。

注 「事業の属する分類」には、業種転換を行う場合は大分類のコードと項目名を記載してください。事業転換を行う場合は、中分類、小分類または細分類のうち、転換を行う分類のコードと項目名を記載してください。

注 新分野展開を行う場合は、主な事業の属する細分類のコードと項目名を記載してください。

3. 事業により得られる効果

※できるだけ具体的に記入してください。

--

4. 所要資金計画

資金名		金額(千円)	使 途 の 概 要
設 備 資 金	土 地		
	建 物		
	機 械 設 備		
	そ の 他		
運 転 資 金			
合 計			

注 用途の概要欄については、できるだけ具体的に記入してください。

5. 要件確認表

計画達成年（売上高または付加価値額の要件を満たす最初の年）の売上高及び付加価値額を記入してください。

※様式2の事業計画書（金融機関提出分）の「1. 損益計画」を作成のうえ記入して下さい

項目	計画達成年	3年目 / 4年目 / 5年目 該当する年を丸で囲んでください		
		新たな事業①	その他の事業②	合計③ (①+②) ①/③ (%)
売上高				
付加価値額				

注 **新分野展開または業態転換**を行う場合は、売上高の①/③が**10%以上**または付加価値額の①/③が15%以上のいずれかを満たす必要があります。

注 **事業転換または業種転換**を行う場合は、「**新たな事業①**」の売上高が、「**その他の事業②**」よりも大きな売上となる必要があります。

事業転換または業種転換を行う場合で、3つ以上の事業（新たな事業を含む。）を営んでおり、それぞれの事業が異なる産業分類に属している場合は、以下の表を記入してください。

項目	計画年	計画達成年 (要件確認表と同じ計画年)	
	コード及び項目名（産業分類ベース）	売上高	構成比
		円	%
		円	%
		円	%
		円	%
		円	%
	合計額	円	%

注 新たな事業の属する産業分類が、最も高い売上高構成比を占める必要があります。

注 売上高の合計額が、要件確認表の売上高の「合計③」と同額になる必要があります。

注 「コード及び項目名」には、本計画書の「2. 新たな事業の内容」の「事業の属する分類」に記載した分類レベルで記載してください。

6. 事業計画書作成支援機関

支援機関名	職名	氏名
電話番号	e-mail	

認定経営革新等支援機関ID番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ID番号については、中小企業庁ホームページをご覧ください。なお、ホームページにID番号の記載がない場合は、認定を受けた各経済産業局にお問い合わせください。また、支援機関名は、中小企業庁ホームページに記載されているものと一致させるようご注意ください。

様式2

年 月 日

「新分野チャレンジ資金」事業計画書

大分市新分野チャレンジ資金融資を受けたいので、次のとおり提出します。

申請者の概要

事業者名	
代表者名 (法人の場合のみ)	
所在地 (個人の場合は住所)	
事業所所在地 (個人事業主で住所と異なる場合)	

確認項目	☑欄
本事業計画書は、事業計画書(様式1)と同じ認定経営革新等支援機関の支援を受けて作成しました。	<input type="checkbox"/>

1. 損益計画

計画達成年（売上高または付加価値額の要件を満たす最初の年）が3年目（4年目）の場合、4年目以降（5年目）の記入は不要です。※計画達成年が、1年目または2年目となる場合は、3年目まで記入して下さい。

(単位：千円)

項目	計画年 直近の 決算額	計 画 1 年 目			計 画 2 年 目		
		新たな 事業①	その他の 事業②	合計③ (①+②)	新たな 事業①	その他の 事業②	合計③ (①+②)
1 売上高							
2 営業利益							
3 最終損益							
4 減価償却費							
5 人件費							
6 付加価値額 (2+4+5)							

項目	計画年	計 画 3 年 目			計 画 4 年 目		
		新たな 事業①	その他の 事業②	合計③ (①+②)	新たな 事業①	その他の 事業②	合計③ (①+②)
1 売上高							
2 営業利益							
3 最終損益							
4 減価償却費							
5 人件費							
6 付加価値額 (2+4+5)							

項目	計画年	計 画 5 年 目		
		新たな 事業①	その他の 事業②	合計③ (①+②)
1 売上高				
2 営業利益				
3 最終損益				
4 減価償却費				
5 人件費				
6 付加価値額 (2+4+5)				

注 新分野展開または業態転換を行う場合は、売上高の①/③が**10%以上**または付加価値額の①/③が**15%以上**のいずれかを満たす必要があります。

注 事業転換または業種転換を行う場合は、「新たな事業①」が「その他の事業②」よりも大きな売上となる必要があります。

2. 要員計画

現 行		
区 分	主な事業	合計 (全体) ※左記事業以外の 従事者を含む
常勤役員	人	人
常勤従業員	人	人
臨 時	人	人
計	人	人

⇒

計画達成年		
新事業	その他の 事業	合計 (全体)
人	人	人
人	人	人
人	人	人
人	人	人

年 月 日

大分市長

殿

申請者
代表者名
担当者名
T E L

事業計画内容確認申請書

次の融資申込者に係る事業計画の内容の確認について、大分市中小企業事業資金融資規則第12条第3項の規定により申請します。

- 1 融資申込者
- 2 別途提出書類
事業計画書

年 月 日

殿

大分市長



事業計画内容確認書

年 月 日付けで申請のあった次の融資申込者に係る事業計画の内容の確認については、その内容が適当であることを確認したので、大分市中小企業事業資金融資規則第12条第4項の規定により通知します。

融資申込者

《資料》 1. 大分市中小企業者等環境保全資金 報告書等一覧表

1. 毎月10日までに一括して提出するもの

書 類	内 容	作成者
(1) 報告書等送付書	書類を送付するとき頭に付ける。	本 店 もしくは 幹事店
(2) 融資残高報告書	前月末の融資残高の報告。 (残高ゼロでも提出)	本 店 もしくは 幹事店
(3) 融資実行通知書 (信用保証付き)	前月中に融資実行したものの通知。 (実行がなければ不要)	実行店
【添付書類】 完納証明書(写し)	市役所発行のもの	—
(4) 完済リスト	償還が完了したもののリスト。 (完済がなければ不要)	本店/幹事店 もしくは 実行店

2. 適否判断申請の際、市(創業経営支援課)へ提出するもの

書 類	内 容	提出者	作成者
(5) 環境保全資金該当確認申請書 様式4号	金融機関が作成の上、市へ提出。	本 店 もしくは 幹事店	被融資者
(6) 環境保全資金融資申込書 様式1号(写し)	被融資者が作成の上、金融機関に提出。	〃	〃
(7) 環境保全施設設置等計画書 様式2号	〃	〃	〃
(8) 環境保全措置計画書 様式3号	〃 (必要に応じて)	〃	〃
【添付書類】	(ア) 法人登記簿謄本又は住民票	—	—
	(イ) 見積書又は仕様書	—	—
	(ウ) カタログ又は写真	—	—
	(エ) 工場配置図	—	—
	(オ) 付近見取図	—	—
(カ) 融資申込者が中小企業団体である場合では、定款及び環境保全質に関する総会の議事録の謄本又はこれに代わる書類	—	—	—
(9) ◆環境保全資金該当・非該当通知書	上記を受けて、適否判断を金融機関へ通知	—	市

3. その都度提出するもの

書 類	内 容	作成者
(5) ◆信用保証料補給金交付申請書	(信用保証協会に提出)	被融資者
(6) 否決通知書	融資申込書を受理後、否決に至った場合。	実行店

様式第6号（第7条関係）

大分市中小企業者等環境保全資金

融資残高報告書

（ 年 月分）

取扱金融機関名

代表者名

担当者名

T E L

（単位：件、円）

資金名	前月末融資残高		当月中融資高		当月中償還高		当月末融資残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
環境保全資金								

※当月中償還高の件数は、完済したものを記入。 よって、件数、金額とも、 前月末融資残高 + 当月中融資高 - 当月中償還高 = 当月末融資残高

大分市中小企業者等環境保全資金融資申込書

大分市中小企業者等に係る環境保全資金融資規則に基づく環境保全資金の融資を下記のとおり受けたいので、中小企業者等環境保全施設設置等計画書及び関係書類を添えて申し込みます。

所在地

企業名

代表者氏名

担当者氏名

TEL

記

申込金額	千円	借入期間	年 月 (据置期間 月)
返済方法	元金均等月賦償還	取扱金融機関	銀行 支店
企 業 の 概 要			
業 種		資本金（元入金）	千円
従業者数	常勤役員 人 臨時 人	常用 人	事業開始 年月日 年 月 日
取扱品目		年間売上高	千円
資産総額	千円	負債総額	千円
主な取引先	40		
資 金 計 画			
所要資金	千円	自己資金	千円
本資金 借入金	千円	他の金融機関	千円
その他	千円		
環 境 保 全 の 種 類			
大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・地盤沈下・悪臭・産業廃棄物・分析測定・フロン等対策・省エネルギー・その他			
環境保全措置の 現況			
環境保全措置の 計画内容			
連 帯 保 証 人			
氏 名	年 齢	住 所	職 業 申込者との関係

大分市中小企業者等環境保全施設設置等計画書

1 環境保全措置の必要性

2 環境保全施設設置等による効果

3 現在までに講じた措置

4 環境保全施設設置等の概要

環境保全の種類	施設の名称	型式・性能・構造	設置・改造・修理の別	台数	価格
					千円
					千円
					千円
					千円
					千円
					千円
					千円
					千円
					千円
合 計					千円

5 所要資金の総額

千円

6 工事等期間予定年月日

年 月 日 ～ 年 月 日

7 その他

大分市中小企業者等環境保全措置計画書

（工場等の移転、作業場、事務所等の建設又は購入）

1 計画の概要

2 環境保全措置の必要性

3 環境保全措置による効果

4 現在までに講じた措置

5 移転建設、購入箇所の概要

（1）所在地

37

（2）地目

（3）面積 敷地面積 m^2

予定建築面積 m^2 予定建築延べ面積 m^2

（4）都市計画法の用途地域

（5）用地取得費 千円（取得年月日 年 月 日

（借地の場合は0と記入）

6 旧跡地の処分の予定（形態、用途等。移転の場合に限る。）

7 所要資金の総額 千円

8 工事等期間予定年月日 年 月 日 ～ 年 月 日

9 その他

大分市長

殿

金融機関名
代表者氏名
担当者氏名
T E L

大分市中小企業者等環境保全資金該当確認申請書

環境保全資金の融資の申し込みがあったので、環境保全措置の該当確認を下記のとおり申請します。

記

1. 申込者

2. 環境保全資金施設等内訳

※ 別添提出書類

1. 大分市中小企業者等環境保全資金融資申込書（写し）
2. 法人登記簿謄本又は住民票
3. 環境保全措置に関する計画書、見積書又は仕様書及び写真並びに工場等の配置図及び付近見取り図
4. 工場等の移転にあつては、移転後の配置図及び付近見取り図並びに移転先の土地所有権、地上権又は賃借権の取得を証する書類
5. 中小企業団体にあつては、定款及び環境保全措置に関する総会の議事録の謄本又はこれに代わる書類
6. その他市長が必要とする書類

第 号
年 月 日

取扱金融機関 代表者 殿

大分市長

大分市中小企業者等環境保全資金
該 当
非該当
通知書

年 月 日付けで貴行から申請のありました環境保全措置該当確認の適否
判断について下記のとおり通知いたします。

記

1 申込者

2 環境保全資金施設等

3 大分市中小企業者等に係る環境保全資金融資規則第3条に規定する環境保全措置に
該当・非該当していることを確認しました。

4 非該当の理由（非該当の場合）

2. 環境保全施設等一覧

種類	環境保全施設	環境保全装置等	環境保全施設に付属する設備
大気汚染関係	ばいじんその他の有害物質（粒子状のものをいう。）の防止施設	<p>(1) ばいじんその他の有害物質の発生を防止する装置</p> <p>(2) 集じん又は除じん装置（重力沈降、慣性分離、遠心力分離、ろ過、洗浄、電気捕集又は音波凝集の方法により集じん又は除じんするものをいう。以下同じ。）</p>	ガス導管、ガス冷却器、通風器、空気圧縮機、変圧器、整流器、ダスト取出機、ダスト運搬機、ダスト貯留機、水管、塔、槽、水路、ポンプ、池、洗浄液再生装置、ミスト除去装置、自動調整装置その他環境保全施設が機能するために必要な付属設備
	硫黄酸化物その他の有害物質の防止施設	<p>(1) 硫黄酸化物その他の有害物質の発生を防止する装置</p> <p>(2) 硫黄酸化物その他の有害物質を処理する装置（洗浄、吸収、中和、還元又は吸着の方法により処理するものをいう。）</p>	
	粉じん防止施設	<p>(1) 散水、被覆又は密閉により粉じんの発生を防止する施設</p> <p>(2) 集じん又は除じん装置</p>	
	有害大気汚染物質対策施設	<p>(1) 密閉、循環又は回収により有害大気汚染物質の排出又は漏出を防止する装置</p> <p>(2) 吸着、燃焼、凝縮又は集じんにより有害大気汚染物質を処理する装置</p>	
水質汚濁関係	汚水処理施設	汚水処理装置（浮上、分離、ろ過、吸着、濃縮、ばっ気、洗浄、冷却、中和、酸化、還元、燃焼、沈殿、イオン交換、生物化学的処理又は殺菌により処理するものをいう。）	水管、電動機、輸送装置（汚水を公共の被害防止の目的をもって遠隔地の共同処理場へ輸送するためのものをいう。）、貯留装置（沈殿、ろ過、中和、酸化、還元等の前処理として汚水を混合し、又は調整するものをいう。）、自動調整装置、薬剤投入装置、水路、ポンプ、池、槽又は污泥処理装置
騒音振動関係	騒音又は振動防止施設	<p>(1) 遮音塀</p> <p>(2) 遮音壁（通常の工場建築物を構成する部分を除き、専ら騒音防止の用に供するものをいう。）</p> <p>(3) 消音器</p> <p>(4) 消音装置（専ら騒音の防止の用に供するものをいう。）</p> <p>(5) 直接支持基礎</p> <p>(6) つり基礎</p> <p>(7) 浮基礎</p>	

種類	環境保全施設	環境保全装置等	環境保全施設に付属する設備
地盤沈下関係	工業用水道又は水道への転換施設	地盤沈下を防止するため、用水源を井戸から工業用水道又は水道へ転換する装置（工業用水道又は水道の水を受水、着水、貯水（沈殿を含む。）、送水、冷却、冷凍又はろ過するものをいう。）	用水管用弁開閉装置、電動機又は自動調整装置
悪臭関係	悪臭防止施設	（１）密閉、循環又は回収により悪臭物質の排出又は漏出を防止する装置 （２）燃焼、吸収、吸着、生物分解又は薬液により悪臭物質を処理する装置	ガス導管、ガス冷却器、通風器、変圧器、整流器その他環境保全施設が機能するために必要な付属設備
産業廃棄物関係	産業廃棄物処理施設	産業廃棄物処理装置（焼却、脱水、乾燥、圧縮、分離、破碎、中和、無毒化、安定化又は生物化学的処理により処理するものをいう。）	
分析測定関係	公害防止用分析機器	光分析装置、電気化学分析装置、電磁気分析装置、ガス分析装置、クロマト分析装置、滴定装置、炭化水素分析装置、物理的分析装置、流量計、圧力計、騒音測定装置、振動測定装置、COD測定装置、窒素測定装置、リン測定装置、粉じん測定装置、温度計又は試料採取装置（これらの計測値の伝送用、指示用、積算用及び記録用装置、警報用装置並びに自動制御装置を含む。）で専ら公害防止の用に供するもの	
フロン等対策関係	オゾン層保護対策施設又は設備	脱フロン型洗浄設備、脱フロン化代替設備、フロン等回収、再利用装置等	
省エネルギー新エネルギー関係	石油等（化石燃料）の効率的利用設備又は環境への負荷の小さいエネルギーを利用した施設若しくは設備	太陽光発電装置、電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、ZEBの実現に寄与する施設若しくは設備、BEMS、FEMS又は業務用燃料電池	

《資料》大分市中小企業融資制度季節資金 報告書等一覧表

1. 9月10日、1月10日までに一括して提出するもの

書類	内容	作成者
(1) 報告書等送付書	書類を送付するとき頭に付ける。	本店 もしくは 幹事店
(2) 実行通知及び融資状況報告書	融資状況の報告。 (実行が無い場合でも提出)	本店 もしくは 幹事店

2. その都度提出するもの

書類	内容	作成者
(6) 否決通知書	融資申込書を受理後、否決に至った場合。	実行店

大分市中小企業融資制度季節資金（夏期特別資金・年末特別資金）
報告書等送付書（ 月 分 ）

1. 実行通知及び融資状況報告書	部
2. その他（ ）	部
3. （ ）	部
4. （ ）	部
5. （ ）	部

上記書類を 月 日付けで送付いたします。

大分市長 殿

取扱金融機関名

代表者名

担当者名

T E L

*連絡事項

受理日

月

日

大分市中小企業融資制度季節資金（夏期特別資金・年末特別資金） 実行通知及び融資状況報告書

年 月 日

大分市長

御中

取扱金融機関

代表者名

担当者名

T E L

No.	融資利用者名	※融資金額（千円）	融資実行日	※償還方法	信用保証	店舗名
1			・	ヵ月 ・ 一括	有 ・ 無	
2			・	ヵ月 ・ 一括	有 ・ 無	
3			・	ヵ月 ・ 一括	有 ・ 無	
4			・	ヵ月 ・ 一括	有 ・ 無	
5			・	ヵ月 ・ 一括	有 ・ 無	
6			・	ヵ月 ・ 一括	有 ・ 無	
7			・	ヵ月 ・ 一括	有 ・ 無	
8			・	ヵ月 ・ 一括	有 ・ 無	
9			・	ヵ月 ・ 一括	有 ・ 無	
10			・	ヵ月 ・ 一括	有 ・ 無	
計	件					

※融資金額は実行額を入力のこと。

※償還方法については、「一括」または「何ヵ月」分割かを必ず入力のこと。

大分市中小企業融資制度 季節資金 否決通知書

年 月 日

大分市長

殿

取扱金融機関名

代表者名

担当者名

T E L

下記の大分市中小企業季節資金の融資申込者について、融資否決となりましたので、大分市中小企業季節資金融資事務取扱要領第8条第1項の規定により通知いたします。

記

申 込 者 名	
代 表 者 名 (※法人の場合)	
住 所	大分市
業 種	
資 金 名	<input type="checkbox"/> 夏期特別資金 <input type="checkbox"/> 年末特別資金
申 込 金 額	円
否 決 理 由	

《資料》大分市中小企業勤労者等融資制度 報告書等一覧表

1. 毎月10日までに一括して提出するもの

書 類		内 容	作成者	
(1) 報告書等送付書		書類を送付するとき頭に付ける。	本店 もしくは 幹事店	
(2) 融資残高報告書		前月末の融資残高の報告。 (残高ゼロでも提出)	本店 もしくは 幹事店	
(3) 融資実行通知書		前月中に融資実行したものの 通知。(実行がなければ不要)	実行店	
【 添 付 書 類 】	厚住 宅資 金	②融資申込書(写し)	金融機関所定様式	被融資者
		②勤労者在職証明書(写し)	在職、勤続年数等の証明	雇用主
		③完納証明書(写し)	市役所発行のもの	—
	生活 資金 定	②融資申込書(写し)	金融機関所定様式	被融資者
		②雇用保険受給資格者証(写し)	職業安定所発行のもの	〃
		③離職票(写し)	〃	〃
	賃 金 遅 払 金	②融資申込書(写し)	金融機関所定様式	被融資者
		③勤労者賃金遅払事業主証明書 (写し)	賃金遅払状況の証明	雇用主
	(4) 完済通知書		償還が完了したものの写し。 (完済がなければ不要)	本店/幹事店 もしくは 実行店

2. その都度提出するもの

書 類		内 容	作成者
(5) 大分市中小企業勤労者住宅資金の受付について(照会)		既に住宅資金融資を受けていないかどうかを照会。	実行店
(6) ◆大分市中小企業勤労者住宅資金の受付について(回答)		上記照会に対する市の回答。	市
(6) 否決通知書		融資申込書を受理後、否決に至った場合。	実行店
(7) 融資条件変更通知書		被融資者の申し出により取扱金融機関が作成したもの。	実行店
【 添 付 書 類 】	①条件変更申請書(写し)	金融機関所定様式	被融資者
	②その他必要な書類(写し)	変更の内容や理由、経緯等が確認できる書類。	被融資者 もしくは 実行店

大分市中小企業勤労者等融資制度 報告書等送付書（ 月分 ）

1. 融資残高報告書		部
2. 融資実行通知書一件	融資実行通知書	部
【添付書類】	◎ 融資申込書（写し）	件分
	◎ 在職証明書（写し） □	件分
	◎ 市税完納証明書（写し）	件分
	◎ 雇用保険受給資格者証又は離職票（写し）	件分
	◎ 賃金遅払事業主証明書（写し）	件分
	◎ その他（ ）	件分
4. 完済通知書		部
5. その他（ ）		部

上記書類を 月 日付で送付いたします。

大分市長 殿

取扱金融機関名

代表者名

担当者名

T E L

*連絡事項

受理日	月 日
-----	-----

大分市中小企業勤労者等福祉厚生資金 融 資 残 高 報 告 書

(年 月分)

取扱金融機関

代表者名

担当者名

T E L

1. 住宅資金

(単位：件、円)

資金名	前月末融資残高		当月中融資高		当月中償還高		当月末融資残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
住宅資金								

2. 厚生資金

(単位：件、円)

資金名	前月末融資残高		当月中融資高		当月中償還高		当月末融資残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
厚生資金								

3. 生活安定特別資金

(単位：件、円)

資金名	前月末融資残高		当月中融資高		当月中償還高		当月末融資残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生活安定資金								
賃金遅払資金								
合 計								

※当月中償還高の件数は、完済したものを記入。 よって、件数、金額とも、 前月末融資残高 + 当月中融資高 - 当月中償還高 = 当月末融資残高

大分市中小企業勤労者等融資制度 福祉厚生資金 実行通知書

1 利用者名	フリガナ						
2 住所	大分市						
3 就業年月日	年 月 日						
勤務先 ※生活安定資金の 場合は記入不要	4 会社名 (個人事業主の場合は) 屋号	フリガナ		5 代表者氏名	フリガナ		
	6 所在地			7 業種 (具体的に)			
	8 資本金	円		9 従業員数	人		
	7 資金種別 及び 資金用途	<input type="checkbox"/> 住宅資金 <input type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> 国の機関との併用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 住宅金融公庫 <input type="checkbox"/> 年金福祉事業団 <input type="checkbox"/> 雇用促進事業団 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無					
	<input type="checkbox"/> 厚生資金 <input type="checkbox"/> 病気療養 <input type="checkbox"/> 出産 <input type="checkbox"/> 冠婚葬祭 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> 臨時の出費 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯員						
	<input type="checkbox"/> 生活安定特別資金 <input type="checkbox"/> 生活安定資金 <input type="checkbox"/> 貸金遅払						
8 融資金額	円		13 返済方法	<input type="checkbox"/> 元金均等月賦償還 <input type="checkbox"/> 元利均等月賦償還			
8 担保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		13 ボーナス併用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
8 保証	<input type="checkbox"/> 連帯保証人 () 人 <input type="checkbox"/> 保証機関 () <input type="checkbox"/> 保険保証 () <input type="checkbox"/> 保証機関 ()						
8 融資申込日	年 月 日		13 据置期間 (「有」の場合は 期間を記入)	<input type="checkbox"/> 有 (カ月) <input type="checkbox"/> 無			
10 融資実行日	年 月 日		14 初回返済額	円			
11 初回返済日	年 月 日		15 毎回返済額 (元利均等の場合は 記入不要)	円			
12 最終回返済日	年 月 日		16 最終回返済額	円			

取扱金融機関名
支店名

代表者名

担当者名

T E L

大分市中小企業勤労者等融資制度

福祉厚生資金 完済通知書

利用者名											
住 所	大分市										
完済の種類	<input type="checkbox"/> 期日 <input type="checkbox"/> 繰上										
資 金 名	<input type="checkbox"/> 住宅資金 <input type="checkbox"/> 厚生資金 <input type="checkbox"/> 生活安定特別資金（生活安定資金・賃金遅延資金）										
融 資 金 額	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> 円										
当初融資期間	年 月 日 ~ 年 月 日										
完 済 日	年 月 日										
最 終 内 入 額	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> 円										

取扱金融機関名
支 店 名

実行店名
(本部/幹事店が作成した場合)

代 表 者 名

担 当 者 名

T E L

勤 労 者 在 職 証 明 書

年 月 日

殿

所 在 地

企 業 名

代 表 者 名

担 当 者 名

T E L

下記のとおり証明します。

記

在 職 者 氏 名	
在 職 者 住 所	大分市
在 職 者 生 年 月 日	年 月 日
就 業 事 業 所 名	
在 職 者 就 職 年 月 日	年 月 日
勤 続 年 数	年 カ月

勤労者賃金遅払事業主証明書

年 月 日

殿

所在地

企業名

代表者名

担当者名

T E L

下記のとおり証明します。

記

在職者氏名			
在職者住所	大分市		
在職者生年月日	年	月	日
所定の賃金支給日	毎月	日	
最後に支払った賃金	年 月 日	支給額	円
遅払いとなっている賃金	月分	円	月分 円
	月分	円	月分 円
	月分	円	月分 円
賃金遅払いの状況 (理由等を具体的に)			

年 月 日

(大分市 担当課長)

殿

取扱金融機関名

代 表 者 名

担 当 者 名

T E L

大分市中小企業勤労者住宅資金融資の受付について（照会）

標記の件について、下記融資申込者の融資実績について照会します。

記

申 込 者 名	フリガナ
住 所	大分市
生 年 月 日	年 月 日
就 業 事 業 所 名	
融 資 申 込 額	円

(取扱金融機関 代表者)

殿

(大分市 担当課長)

印

大分市中小企業勤労者住宅資金融資の受付について (回答)

年 月 日付けで照会のありました下記の者につきましては、現在、

本市中小企業勤労者住宅資金融資 [の債務残がありますので、
を受けていないので、] その旨回答いたします。

記

申 込 者 名	フリガナ
住 所	大分市
生 年 月 日	年 月 日
就 業 事 業 所 名	
融 資 申 込 額	円

大分市中小企業勤労者等融資制度

福祉厚生資金 否決通知書

年 月 日

大分市長

殿

取扱金融機関名

代表者名

担当者名

T E L

下記の大分市中小企業勤労者等福祉厚生資金の融資申込者について、融資否決となりましたので、大分市中小企業勤労者等福祉厚生資金融資要綱第8条第1項の規定により報告いたします。

記

利用者名													
住所	大分市												
資金名	<input type="checkbox"/> 住宅資金 <input type="checkbox"/> 厚生資金 <input type="checkbox"/> 生活安定特別資金（生活安定資金・賃金遅払資金）												
申込金額	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr></table>												円
											円		
否決理由													

大分市中小企業勤労者等融資制度
福祉厚生資金 融資条件変更通知書

年 月 日

大分市長

殿

取扱金融機関名

代表者名

担当者名

T E L

大分市中小企業勤労者等福祉厚生資金融資要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり融資条件を変更しましたので通知します。

記

申請者	被融資者						
	条件変更実行日						
変更事項 (該当するものに○)	期間		返済方法		債務者		担保
	連帯保証人		住所				
	その他 ()						
変更内容	変更前			変更後			
変更理由							